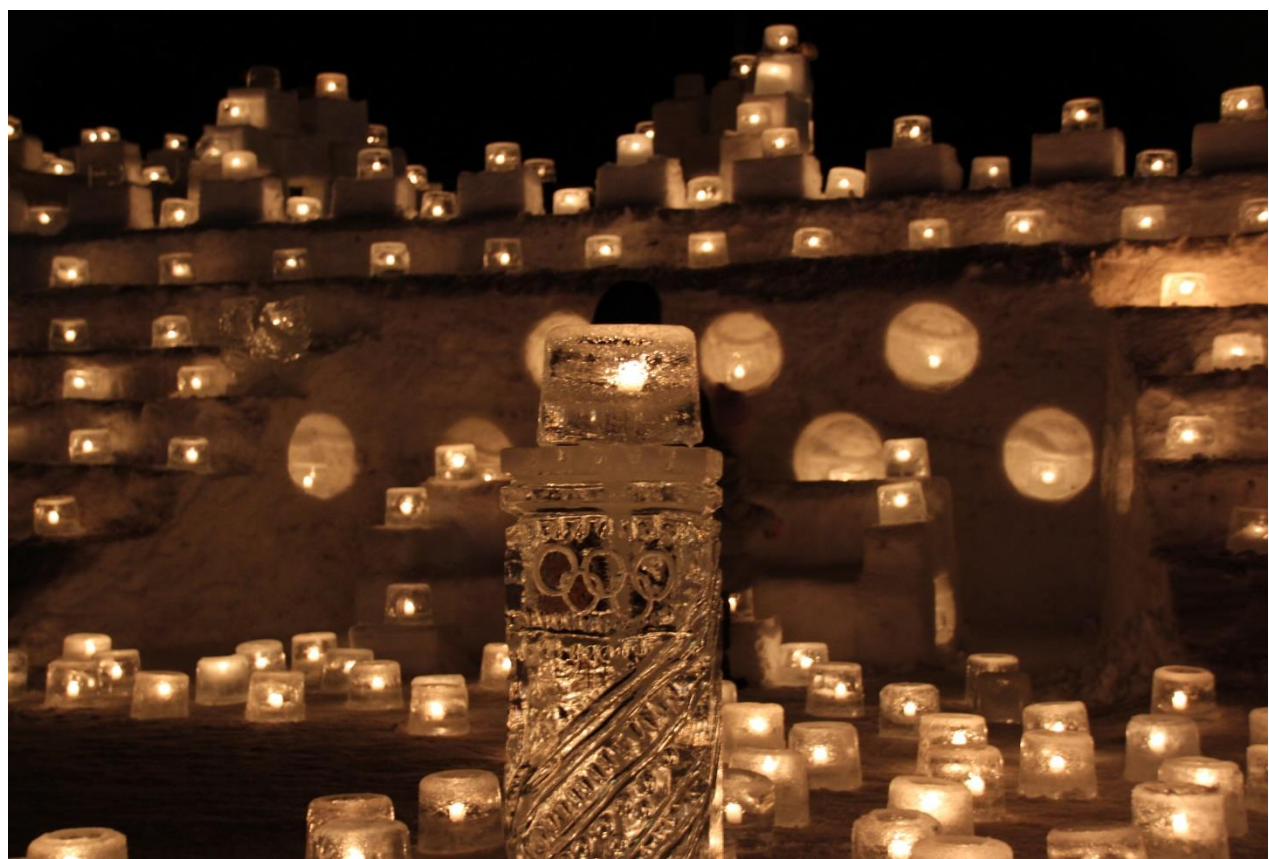


知ってなっとく ことしの仕事

令和8年度予算説明書



第52回アイスクャンドルフェスティバルより



下川町イメージキャラクター
しもりん

下川町

ごあいさつ

町民の皆様には、日頃から町政全般にわたり、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和8年度は、急速に変化する世界情勢や国内の物価高騰、担い手不足、人口減少、少子高齢化など、下川町が直面する重要な地域課題を踏まえ、第6期下川町総合計画で掲げる「2030年のありたい姿」の実現に向けて予算編成を行いました。



これまでの3年間は、林業に例えると1年目は地ならし、2年目は種をまく・植える・植林の年という気持ち、今後の下川町のまちづくりにつながるきっかけづくり、連携協定を締結している関係機関との絆をさらに深める、新たな事業展開の足がかりとつかもうと行動し、3年目はそのきっかけや手がかり、足がかりをさらに確かなものにし、将来につなげていく年だと考え活動してきました。本年度は、4年目として、これらをより確実な成果へと結びつける段階に入るとともに、各種施策の効果を着実に高めるため、「連携」と「共創」を軸に事業を推進してまいります。

地域課題の解決には、知恵、行動力、そして前例にとられない柔軟な発想が不可欠であります。行政内部においても危機感と改革意識の共有を図り、迅速かつ的確な対応が行えるよう指示してきたところであります。また、将来を担う人材育成についても、難題に果敢に挑戦できる職員体制の確立に向け、取組を進めております。

加えて、限られた財源を有効に活用しつつ、健全財政を堅持しながら政策の実行力を高めるため、事業の見直しや効率化にも引き続き取り組んでまいります。次の10年、20年を見据え、町の持続的な発展に不可欠な基盤づくりを着実に積み重ねることが重要であります。

町民の皆様のご理解とご協力を賜りながら、地域が直面する諸課題を着実に克服し、「住み続けたいまち、住み続けられるまち」を目指し、今後も全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

もくじ

| | |
|------------------------|----|
| 令和8年度町政執行方針 | 1 |
| 令和8年度教育行政執行方針 | 7 |
| 第6期下川町総合計画と令和8年度予算について | 9 |
| 令和8年度各種会計予算 | 10 |
| 令和8年度一般会計予算概要 | 11 |
| 令和8年度の主な事業 | |
| Ⅰ 福祉医療分野 | 13 |
| Ⅱ 教育分野 | 20 |
| Ⅲ 生活環境分野 | 23 |
| Ⅳ 産業分野 | 29 |
| Ⅴ 地域自治・地域内連携分野 | 33 |
| Ⅵ 行財政分野 | 38 |
| 町の貯金と借金の状況 | 39 |
| 下川町機構及び職員配置等一覧 | 43 |

令和8年度町政執行方針

下川町長 田村 泰司

令和7年下川町議会定例会3月定例会議の開会にあたり、町政に関する所信と重点施策について申し上げます。下川町は、先人の労苦とたゆまない努力により、幾多の困難を乗り越え、地域づくりを進めてまいりました。

現在の地域の現状は極めて厳しい状況であり、人口減少、少子高齢化、人材・担い手不足、財政問題、公共インフラ老朽化など多くの課題が山積しており、極めて厳しい状況であります。

このような状況の中、社会環境の変化や多様化する町民ニーズを的確に把握し、迅速かつ柔軟に対応するとともに、第6期下川町総合計画の目指す将来像である「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」と「2030年における下川町のありたい姿」の7つの目標の実現を目指し、その下支えとなる第9次行政改革大綱を着実に実行するとともに、施策・事業の実施にあたっては、脱炭素のまちづくりを念頭において進めてまいります。地域課題の解決と下川町の将来に向けた各種施策・事業を積極的に展開してまいりますので、議員並びに町民の皆様におかれましては、より一層のご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和8年度予算は、行財政の継続性に配慮しつつ、山積する課題を先送りすることなく、地域課題の解決と地域の活性化を図るため、積極的な各種施策の横断的な展開に留意し、予算編成を行ったところであります。

本年度の予算規模は、一般会計で61億9,600万円、対前年度比2.1%増、介護保険特別会計で8億1,625万円、対前年度比1.2%増、国民健康保険事業特別会計で4億7,491万円、対前年度比2.1%減、後期高齢者医療特別会計で8,810万円、対前年度比19.3%増、下水道事業会計で5億6,524万2千円、対前年度比10.9%増、簡易水道事業会計で2億7,924万9千円、対前年度比13.1%減、病院事業会計で6億3,544万7千円、対前年度比2.0%減、7会計総額では90億5,519万8千円で、対前年度比1.6%増となりました。

第6期下川町総合計画の分野方針と施策の柱ごとにその概要を申し上げます。

福祉・医療

第1点目の分野方針「福祉・医療」であります。住み慣れた地域で安心して生きがいを感じながら暮らせるまちづくりを目指し、地域保健福祉の推進などの福祉施策の充実を図るため、次の7項目を重点に推進してま

まいります。

第1は、地域福祉の推進であります。

地域全体で支え合う体制と、福祉・医療・保健の連携が重要であり、ネットワークづくりと、お互いに見守ることができる体制づくりを関係団体と連携して推進してまいります。

また、高齢者等が自立した生活を送り、適切な介護予防サービスが受けられるよう、在宅における介護予防事業を推進するとともに、共生型住まいの場「ぬく森」の効率的・効果的な運営手法を検討してまいります。

さらに、福祉・医療サービスの質の向上を図るため、様々な視点から必要な人材の確保に向けた検討や、各施設の連携強化を図り、「地域包括ケアシステム」を推進してまいります。

第2は、社会保障の充実であります。

国民健康保険事業、後期高齢者医療保険制度につきましては、北海道、北海道後期高齢者医療広域連合と一体となって運営してまいります。

今後も、医療費の適正化を図るため、国保特定健診の受診率向上や保健事業を強化し、各機関と連携して給付と負担のバランスを保ちながら、健全な運営に努めてまいります。

また、介護保険事業につきましては、住み慣れた地域で健やかに生き生きと暮らせるよう、第9期介護保険事業計画に基づき、円滑な介護給付及び予防給付に努めてまいります。

第3は、保健・健康づくり対策であります。

令和3年8月以来、無歯科医地区となっている本町におきましては、歯科保健及び歯科医療の提供体制の確保が喫緊の課題となっていることから、歯科診療所の誘致に努めてまいります。

このほか、高血圧、肥満による重症化が多い実態から、生活習慣病の発症や重症化を予防し、健康寿命の延伸とQOL（生活の質）の維持・向上を目指し、町民の健康意識の高揚を図るとともに、生涯にわたって健康の保持並びに増進に取り組めるよう、母子保健事業、各種健診、がん検診、健康相談及び健康教育を実施し、地域の健康課題を踏まえた生活支援や環境づくりのため、関係部署・機関との連携に努めてまいります。

健診並びに精密検査の未受診者に対しては、病院等の受診状況を把握し、疾病の早期発見・早期治療につなげてまいります。

予防接種につきましては、医療機関と連携し、有効性を理解したうえで効果的に接種ができるよう努めてまいります。

第4は、医療対策であります。

町立下川病院は、町内唯一の医療機関であり、日常の医療を担う「かかりつけ医」及び「地域包括ケアシステム」の拠点としての役割を担っており、身近な医療機関

として、訪問診療・訪問看護にも積極的に取り組むほか、安定した医療体制や医療安全を確保するため、医療機器の更新や人材確保を行い、患者サービスの向上に努めてまいります。

また、名寄市立総合病院等との医療連携ネットワークを活かして、機能・役割分担を図るとともに、在宅等への復帰支援や介護施設と連携を継続し、患者や家族に寄り添った医療提供に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症などの新興感染症につきましては、国の動向を確認しながら、患者対応と院内における感染対策に取り組んでまいります。

第5は、高齢者福祉の充実であります。

住みれた地域で、安心して生活することができるよう、介護予防事業の取組に努めてまいります。

また、日常生活支援、介護サービスなどの相談支援、特殊詐欺被害の防止、成年後見制度などの権利擁護の推進のほか、見守りシステムなど「安心支え合いネットワーク」の充実に努めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の推進や、在宅医療と介護の連携、住民主体の支え合い活動を支援し、地域で安心して在宅生活が送れるよう施策を推進してまいります。

また、認知症の予防、普及啓発など、住民同士の支え合いによる地域づくりを推進してまいります。

特別養護老人ホーム「あけぼの園」等高齢者福祉施設につきましては、介護サービスの充実と介護予防、自立支援の推進に努め、安定的かつ適正な施設運営を進めてまいります。

介護の質の向上、人権擁護や事故防止の徹底、医療と介護の連携強化を図るとともに、施設の老朽化対策や業務環境の改善に取り組んでまいります。あわせて、関係機関との連携や外国人材の受け入れ等により人材の確保・育成を進め、持続可能な運営体制の確立を目指してまいります。

第6は、子ども・子育て支援の充実であります。

認定こども園「こどものもり」におきましては、入園や一時保育の児童の受け入れを生後6か月に引き下げるとともに、「こども誰でも通園制度」を円滑に実施し、多様な保育ニーズに応じてまいります。

また、妊娠期から子育て期を通じた母子保健事業を維持しつつ、早期から切れ目のない包括的で継続的な子育て支援を実施する「下川町こども家庭センター」を設置し、子育てサービスの充実を図ってまいります。

なお、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、木質バイオマス削減効果活用基金を活用した子育て支援事業を継続してまいります。

第7は、障がい者福祉の充実であります。

障害者総合支援法に基づく各種事業を推進するとともに、近隣市町村、福祉施設・関係機関と協議しながら「地域生活支援拠点」の充実に努めるなど、環境づくりや適正

なサービス提供を総合的に実施してまいります。

障害者支援施設「山びこ学園」及び障害者グループホーム「ういる」の運営につきましては、利用者の重度重複障がいや高齢化等に対応した生活支援の充実に努め、生活支援員等の人材確保と育成により、個々の障がい特性に応じた適切なサービス提供の維持向上に努めてまいります。

また、利用者が、安全・安心で快適に生活できる環境づくりに努めるとともに、地域の皆様との交流活動や農福連携等を深めながら、日中活動支援の幅を上げ、利用者一人ひとりに寄り添い「自分らしく」生き生きと過ごせる社会参加の機会提供に努めてまいります。

教育

次に、第2点目の分野方針「教育」であります。

教育行政については、教育長から申し述べますので、私からは、方針の一端を申し上げたいと存じます。第6期下川町総合計画の将来像を達成するための7つのありたい姿の一つ、「子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち」を実現していくために、次の4項目を重点に推進してまいります。

第1は、学校教育についてであります。

学校教育につきましては、令和7年度より小中一貫教育を開始しており、質の高い学校教育の推進のため、義務教育9年間を見通した学校づくりに努めてまいります。

また、子どもたちの学習機会の維持を目的とした、将来的な義務教育学校への移行について調査、検討してまいります。

部活動の地域移行につきましては、令和9年度からの本格的な運用を目指し、令和8年度から段階的に実施してまいります。

第2は、生涯学習についてであります。

町民が潤いのある生活をするため、生涯各期における自主学習、スポーツ・文化活動を支援してまいります。

地域共育ビジョンの推進につきましては、学校・家庭・地域が連携し、町民の皆様のご支援とご協力をいただき、子どもが地域の中で様々な経験をしながら学び育つ環境をつくることのできるよう進めてまいります。

公民館につきましては、町民の学びと交流など「生涯学習活動」を促進するために利用しやすい施設となるよう、調査、検討を進めてまいります。

第3は、生涯スポーツの振興であります。

町民の健康に対する関心が高まっており、個々の年齢や体力に合わせて気軽に楽しむことができる生涯スポーツを支援してまいります。

また、各種競技大会の内容やスポーツ団体活動等の支援を行うとともに、安全・安心に利用できるよう維持し

てまいります。

さらに、ノルディックスキー競技において、専門指導員を中心に、引き続き小中高一貫指導による選手の育成を進めてまいります。

第4は、芸術・文化の振興であります。個性あふれる文化活動の支援をするとともに、芸術文化に触れる機会を確保してまいります。

また、町民の皆様の郷土に対する理解や愛着を深めるため、郷土芸能活動の普及に努めるとともに、文化財の保護に努めてまいります。

生活環境

次に、第3点目の分野方針「生活環境」であります。次の14項目を重点に推進してまいります。

第1は、土地利用・市街地対策であります。

人口減少や少子高齢社会の進展、社会環境の変化や公共施設の老朽化などの課題を踏まえ、平成31年3月に策定しました「都市計画マスタープラン」の改定に着手し、市街地における公共施設の再編などの今後の方針、方向性について、調査、検討の議論を進めてまいります。

第2は、景観・公園の整備であります。

公園は、自然とのふれあいやレクリエーション等の多様な活動の拠点となっていることから、安全・安心で快適に利用できるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

第3は、住宅対策であります。

これまで、多様化する住宅需要に対応するため、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公共と民間のバランスのとれた良質な住宅ストックの形成を図るとともに、計画的な公営住宅等の整備や改修等、住環境の整備を進めてまいります。

また、住宅の新築や改修等の支援など、民間活力による良質な住環境の整備を推進してまいります。

空き家対策につきましては、「空き家等対策計画」に基づき、国の補助制度を活用して、住宅の利活用や解体費用を支援し、快適で安全・安心な暮らしを確保するとともに、空き家調査や空き家バンクの運営など、空き家流動化促進に向けた取組を進め、住宅不足の解消に努めてまいります。

第4は、道路・橋梁の整備であります。

安全で快適な道路交通を確保するため、道路改良や維持補修を実施するとともに、橋梁の長寿命化を計画的に進めてまいります。

また、路肩の草刈りや路面清掃等、交通環境の整備・保全に努めてまいります。

第5は、積雪対策であります。

冬期間における安全で快適な道路交通を確保するため、

ICT技術による効率的かつ効果的な除排雪事業に努めるとともに、宅地の自主的な排雪処理や屋根の雪下ろしに支援を行い、冬期間の快適な住環境の確保に努めてまいります。

第6は、上水道事業であります。

安全・安心で安定した水道水の供給のため、「簡易水道事業全体計画」に基づき、水道施設等の計画的な更新を進めるとともに、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、将来にわたって安定的に事業を継続できるよう、料金改定に向けた調査、検討を進めてまいります。

第7は、下水道事業であります。

快適で衛生的な生活環境づくりのため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設等の計画的な更新を進めるとともに、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、上水道事業同様に料金改定に向けた調査、検討を進めてまいります。

第8は、公共交通の対策であります。

基幹路線である名寄本線代替バスと既存バス路線の維持・確保とともに、地域公共交通である「予約型乗り合いタクシー」及び「コミュニティバス」の運行により、安全・安心な暮らしと、利便性の向上に努めてまいります。

また、引き続き地域おこし協力隊制度を活用し、地元商店等からの宅配を実施し、住民の生活支援及び地域公共交通の維持のため、これまで実証をしてきた事業の利用拡大や、運用の効率化に努めてまいります。

第9は、環境保全の対策であります。

1点目は、「2050ゼロカーボンしもかわ」の実現に向けた取組であります。

世界では、平均気温が一時的に1.5℃を超える状況が観測され、もはや猶予のない「気候危機」として認識されており、化石燃料から再生可能エネルギーへの移行が経済成長のエンジンと捉えて強力に推進されております。

日本は、2050年のカーボンニュートラルに向け、経済成長と環境対策を両立させる「GX（グリーン・トランスフォーメーション）」を国策の柱としており、2026年度からは企業の二酸化炭素排出にコストを課す「排出量取引制度」の本格的な運用が予定されております。

本町におきましても、2024年3月に策定した「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の2050年の将来目標「カーボンネガティブ」の達成に向けて、温室効果ガス排出削減の取組への支援や普及啓発などを推進してまいります。

2点目は、廃棄物処理及び公衆衛生対策であります。環境負荷の低減や環境美化の向上を図るため、ごみ排出

量を抑制するとともに、分別の徹底による減量化と再資源化の推進、不法投棄の防止対策等、廃棄物処理の適正処理に向け、関係機関・団体と連携した活動とその有効性を啓発し、ごみ処理に関する意識の高揚を図ってまいります。

また、一般廃棄物の中間処理は、名寄地区衛生施設事務組合で広域処理されており、名寄地区一般廃棄物中間処理施設の建設と運用に向け、引き続き各関係機関と連携しながら推進するとともに、令和9年度から変更となる、ごみ処理方法や分別区分などに関する情報の発信や共有を積極的に行ってまいります。

さらに、飼主のいない猫の不妊去勢手術に要する経費を助成し、引き続き動物の愛護と適切な飼養管理の推進を図るとともに、生活環境の改善を図ってまいります。

第10は、交通安全・防犯・犯罪被害者等支援の対策であります。

交通安全及び防犯対策では、関係機関との連携強化により、下川町は、本年2月14日に交通事故死ゼロ「3900日」を達成し、現在も更新しているところであります。引き続き町民一人ひとりの交通安全・防犯意識の高揚を図り、安全・安心なまちづくりを進めるため、関係団体と連携して、交通安全及び防犯対策を講じてまいります。

また、運転に不安を感じる高齢者が免許証を返納しやすい環境を整え、高齢者による交通事故を未然に防ぐため、地域公共交通である「予約型乗り合いタクシー」等の利用の周知とあわせて、関係機関とともに高齢者の運転免許証自主返納を推進してまいります。

犯罪被害者等支援対策につきましては、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為を受けた被害者及びその家族等に対して、受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、町民が安全で安心して暮らせるため、被害防止対策を進めるとともに、必要な支援を適切に途切れることのないよう、関係機関と連携し施策を推進してまいります。

第11は、消費生活対策であります。

年々複雑巧妙化する特殊詐欺や悪質商法への被害防止対策を引き続き行うとともに、名寄警察署及び名寄地区広域消費生活センターとの連携により、啓発活動及び相談支援体制を確保してまいります。

また、持続可能な地域社会の実現に向けた消費生活運動に積極的に取り組んでいる下川消費者協会については、悪質商法への対策やスマホでの買い物など急速に進む消費生活のデジタル化に対応するための学びの機会、遊休品の資源化による埋立ごみの減量と地域コミュニティの醸成が期待される「ばくりっこ」の運営等活動への支援を通じて、環境や社会に配慮した消費行動を推進してまいります。

第12は、消防・救急救助対策であります。

消防行政は、上川北部消防事務組合により執行されておりますが、町民の安全・安心を確保するため、消防と関係機関が一体となり、地域の実情や社会情勢に即応した消防行政に努めてまいります。

今年度におきましては、背負式消火水のうの更新及び消火栓の更新を進め、消防装備及び消防施設整備を図り、消防力の充実強化を推進してまいります。

さらに、さまざまな救急事案に対応するため、救急高度化の推進と医療機関との連携強化を図り、消防・救急救助体制の充実に努めてまいります。

第13は、危機管理対策であります。

近年、各地において甚大な被害が発生していることから、防災訓練等を実施し、自助、共助など町民の防災意識の向上を図るとともに、防災と福祉の連携による避難行動要支援者個別計画の策定を推進してまいります。

また、災害対応などの危機管理体制の充実のため、防災情報等一斉配信システムを導入してまいります。

第14は、情報化の推進であります。

町民や地域のニーズに的確に対応する情報化を推進するため、情報通信技術の進展の動向や情報提供方法等について調査をし、情報格差が生じないよう従来の紙媒体による情報提供を併用しながら、ホームページ、スマホ役場、UHB地デジ広報等のデジタル媒体を活用した情報提供の充実に努めてまいります。デジタル情報の通信施設である地域情報通信基盤施設の光ファイバー網等を活用したテレビ難視聴地域への地デジ放送につきましては、通信施設の空調及び補助電源設備を更新してまいります。

また、令和6年度末をもって運用を廃止したIP告知端末（行政情報告知端末）の、屋外ケーブル等の撤去事業を引き続き行ってまいります。

産業

次に、第4点目の「産業」であります。全産業に共通する人材不足やエネルギーコストの高騰などに対応するため、下川町産業振興基本条例に基づく人材確保やデジタル技術の活用、エネルギーコストの削減に資する取組を積極的に支援を行い、次の4項目を重点に推進いたします。

第1は、農業であります。

農業においては、飼料、肥料やエネルギー価格の高騰など、生産コストに影響し、経営環境は厳しい状況にあるとともに、高齢化や後継者不足など、農業を取り巻く情勢は厳しく、大きく変わりゆく時代にあります。

このような情勢に対応し、農業者を支えるため、次の6点を重点に農業施策を推進してまいります。

1点目は、総合的な農業施策であります。

農業振興は、地域の活力を維持するために極めて重要であることから、関係機関と連携し農業者に対する支援を講じてまいります。

2点目は、環境に配慮した農業の推進であります。

農村が持つ多面的な機能が発揮できるよう、日本型直接支払制度を活用して集落活動等を支援してまいります。

また、土壌改良材活用による環境保全型農業を推進するため、指定管理者による土壌改良施設の効果的な運営に努めてまいります。

3点目は、生産基盤の整備であります。

農業委員会と連携を図り、農地利用の集積化を図るとともに、地域活性化起業者制度を活用し、農地基盤整備に向けた調査等を進めてまいります。

また、自給飼料の生産性向上のため、草地整備改良などを支援してまいります。

4点目は、生産・流通体制の整備であります。

生産性向上を図るため、暑熱対策やビニールハウスの更新等の資材費などに対して支援するとともに、JA北はるかが実施するフルーツトマト選果場の整備費用に対して支援してまいります。

5点目は、農業経営の安定化であります。

農業経営の安定化を図るため、各農業関係の公共施設の円滑な運営や支援をしてまいります。

町営サンル牧場は、指定管理者による良質な粗飼料の生産及び飼養コストと労働時間の軽減を図り、酪農の経営安定化に資する施設として運営してまいります。

育苗施設は、フルーツトマトの生産拡大と育苗作業抑制のため、生産者の利活用に対して、支援してまいります。

農産物加工研究所は、公設民営方式により下川事業協同組合へ移行しておりますが、特産品であるトマトジュースの製造販売、民間知見による業務効率化と販路拡大を目指してまいります。

6点目は、担い手の確保・育成であります。

新規就農者の支援や確保に取り組むとともに、農業分野の労働力を確保して農業生産力を維持するため、外国人実習生の渡航費に対して支援してまいります。

第2は、林業・林産業であります。

林業・林産業においては、木造建築物の着工数が減少するなどの状況が続いているほか、エネルギーコストの高騰が経営を圧迫するなど厳しい状況が続いておりますが、木材製品価格の競争力強化のため、低コストで効率的な林業・林産業の構築により収益の向上を目指していく必要があります。

このため、豊かな森林資源を基盤とした雇用の確保、木材産業の安定化と地域経済の活性化を図るとともに、エネルギーの地消地産に向けて、次の6点を重点に林業・林産業施策を推進してまいります。

1点目は、循環型森林経営の推進であります。

町有林につきましては、循環型森林経営の理念を基本としながら、森林認証基準に基づく計画的な森林整備の実施や上川北部森林管理署と連携して原木ストックヤードを共同で管理し、機動的な木材の安定供給による地域の林業・林産業の活性化を図ってまいります。

また、私有林整備に対する支援を推進し、民有林施業の活性化を図ってまいります。

2点目は、路網整備の推進であります。

森林施業の効率化と生産コストの低減を図るため、計画的に林道の開設・改良事業を行い、地域林業の振興を図ってまいります。

3点目は、人材確保と育成の強化であります。

林業・林産業における人材の確保や育成に向けて、北海道旭川農業高等学校森林科学科や関係機関との協力体制を継続してまいります。

4点目は、林業・林産業の振興であります。

林業・林産業の振興を図るため、設備投資への支援を行うとともに、人材育成、商品開発、販路拡大などへ支援を行い、経営基盤の強化や安定化を図ってまいります。

また、林業を含めた産業間連携によるデジタル化を進めてまいります。

5点目は、森林バイオマスエネルギーの推進であります。

安定した木質燃料の供給体制を確保し、指定管理者による木質原料製造施設の効果的な管理、運営を進めてまいります。

6点目は、森林の利活用であります。

上川北部森林管理署と連携し、植樹祭や林業体験バスツアーを開催し、森林や林業の理解を深めてまいります。

第3は、野生鳥獣被害の防止であります。

野生鳥獣による生活環境被害の防止と農林業被害の軽減を図るため、電牧柵の資材費の支援や、下川町有害鳥獣被害対策協議会と連携して捕獲業務を進めるとともに、有害鳥獣捕獲従事者の新たな担い手の確保に取り組んでまいります。

また、野生動物への理解を深めるための普及啓発や、野生動物の生息環境保全などの予防活動、町民の生活圏と野生動物の生息域を棲み分ける対策を推進してまいります。

第4は、商工業であります。

商工業におきましては、人口減少や経済規模の縮小が懸念される中、次の2点を重点に商工業施策を推進してまいります。

1点目は、商工業振興であります。

中小企業事業者に対し、経営基盤強化、起業化促進、資金調達などを支援して、雇用の維持や創出とともに地域経済の活性化を図ってまいります。特に、事業承継につきましては、関係機関と連携し、円滑な事業承継が進

むよう支援してまいります。

また、下川町商工会と連携して、行政ポイントの発行と普及啓発を行い、消費の域内循環と政策効果の向上を図るとともに、特定地域づくり事業を支援し、地域全体での雇用創出、人材の確保に努めてまいります。

観光振興では、アイスキャンドルミュージアムなどのイベントを核とした交流人口の拡大や体験型観光の需要増加の流れを捉え、入込客数拡大を図ってまいります。また、五味温泉の運営につきましては、指定管理者と連携し、地域活性化起業者等による経営のアドバイスを受けながら経営の改善に取り組んでまいります。

経済交流では、母村であります郡上市や友好都市であります横浜市戸塚区、誘致企業でありますスズキ株式会社、王子ホールディングス株式会社、戸田建設株式会社などの経済交流を図ってまいります。

2点目は、一の橋バイオビレッジであります。

一の橋地域において、地域活力の再生と集落創生、持続可能な地域社会の構築を図ってまいります。

特用林産物栽培研究所につきましては、資材の高騰など厳しい運営状況ではありますが、生産量の増加を図るなど、安定的な運営を目指してまいります。

地域自治・地域内連携

次に、第5点目の分野方針「地域自治・地域内連携」であります。次の2項目を重点に推進してまいります。

第1は、地域自治・地域内連携であります。

町民参加による町政運営を促進するため、より分かりやすい情報の提供と共有を図るとともに、多くの団体等との意見交換を通じて、地域力の向上に努めてまいります。

また、公区活動や町民が自主的・主体的に行う事業を支援するなど、地域自治活動の活性化を図ってまいります。

第2は、多様な人材が活躍できる場づくりであります。

町内外の多様な人材の活用を促すための基盤を構築し、町民の皆様が主体となった地域課題解決活動や町内外の人々、企業、団体との連携を促進するとともに、「ありたい姿」の7つの目標の実現に向けて、生物多様性保全・自然再興、脱炭素などの社会潮流と下川町の強みや地域課題を結び付けた取組の実行など「持続可能な開発目標（SDGs）」の普及展開活動を行ってまいります。

また、中間支援組織「一般財団法人しもかわ地域振興機構」（通称「しもかわ財団」）と、地域の課題、まちづくりの方向性を共有し連携して取り組むとともに、しもかわ財団の体制強化への支援を行うことで、これまで行ってきた移住促進活動に加えて、定住促進活動を強化

し、「つなぎ、ささえ、つくる」を活動方針として、「住みたい、住み続けたいまちづくり」を進めてまいります。

行財政

次に、第6点目の分野方針「行財政」であります。次の2項目を重点に推進してまいります。

第1は、効率的・効果的な行政運営であります。

第6期下川町総合計画の、目指す将来像である「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」と「ありたい姿」の7つの目標の実現に向けて、限られた財源の中で、効率的で効果的な施策を実施するため、行政評価等に基づき検証を行ってまいります。

また、デジタル技術を積極的に活用した業務の効率化と、行政手続の利便性向上に向けて、地域活性化起業者制度によるデジタル専門人材の登用や、生成AIサービスの導入等による行政内部のデジタル化の推進を図るとともに、「スマホ役場」の充実など、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進してまいります。

第2は、持続可能な財政運営についてであります。

限られた財源の中で、健全な財政を維持するために、あらゆる財源の確保とさらなる行財政改革を進め、第6期下川町総合計画の財政運営基準である「基礎的財政収支（プライマリーバランス）」の黒字化を遵守し、持続可能な財政運営を進めてまいります。

町税等につきましては、税負担の公平性を確保するため課税客体の把握に努めるとともに、滞納整理の早期着手の取組など収納率の向上に引き続き努力を払い、適切な賦課業務と効率的な徴収業務に努めてまいります。

以上、町政執行に対する所信の一端を申し上げましたが、町民、職員の新たなチャレンジを大切に、子どもからお年寄りまで、安心して暮らすことができる持続可能な地域社会を構築し、町民の皆様にとって「住み続けたいと思うまち・住み続けられるまち」であるよう、町の未来を創ってまいりたい決意でありますので、議員並びに町民の皆様より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年度教育行政執行方針

下川町教育長 古屋 宏彦

小中学校教育の充実

令和7年度から開始された施設分離型の小中一貫教育ですが、令和7年度中に新たな教育目標を策定し、令和8年度からの教育課程に反映させていくこととしています。また、算数への乗入れ授業と数学の少人数制の取組を継続するとともに「中1ギャップ」の緩和を図り、小学校において国語の専科教員を配置して読解力の維持向上を目指します。これらと併せて「15歳のめざす姿」の達成に向けてそれぞれの教育実践を線で結び、9年間の学びの系統性・連続性を生かしたカリキュラムマネジメントの充実を図ります。なお、これらの取組を進めるために教育行政機関と学校現場を橋渡しする教育推進アドバイザーを引き続き配置してまいります。

将来的に1学年の児童生徒が10人程度になることが想定されます。小中一貫教育の充実化を図りながら、適切な学校運営と子どもたちの教育機会を維持することを目的とした義務教育学校への移行も検討してまいります。学校現場では、主体的、対話的で深い学びを意識し校内研修や下川町教育研究会の活動を通じて授業改善に取り組めます。

子どもたちのいじめの早期発見と経過観察を通じて未然防止に努めるとともにICT教育推進に並行して情報モラル教育の充実化を図ります。

学校における働き方改革を一層進めるために教職員が担うべき職務、教育行政が担うべき業務、地域全体で担っていただける業務など可能なものから整理を進めます。

学校教育については、令和7年度に児童生徒全員に導入したタブレット端末による個別最適な学びの充実を図ります。新たなタブレットを導入して2年目を迎えて授業はもとより自宅学習において様々な活用が期待されています。また、登校することが困難である児童生徒に向けてオンライン授業等による学習を支援するなど、学習機会を確保してまいります。

特別支援教育につきましては、児童生徒の特長に応じた教育環境を整えるため、特別支援学級において人数と種別に基づき算出する教職員の配置を求めてまいります。

部活動においては、令和9年度から本格的な移行と地域内における展開を進めてまいります。教職員の働き方改革の推進にも関わることから、指導することが可能な教職員並びに町民各位のご協力をいただきたいと切に願うものです。

また、小学1年生に入学する児童につきましては、小学校と認定こども園の情報共有を図り、新1年生が不安なく入学できる体制を整えられるよう幼児教育と小学校教育をつなぐ「懸け橋プログラム」を推進してまいります。

下川商業高等学校への支援

下川商業高校の存続に向けて、入学したいと思えるような高校の魅力化を支援してまいります。高校の存在は、町内在住の生徒からみて進学先として一つの選択肢となるばかりでなく、地域経済、物事の活性化並びに人材の輩出などの機能があり必要不可欠です。下川商業高校は北海道が設置者ではありますが、その存否は下川町のまちづくりに多大なる影響を及ぼすため、まちづくりの大きな柱として位置づけしながら振興施策を講ずるとともに中学生から見た高校の魅力化など様々な視点をもって情報収集を進めてまいります。

生涯学習の振興

生涯学習については、スポーツや文化芸術は、年齢に関係なく体力に合わせて、自ら進んで取り組むことが充実した時間につながります。また、単独や複数を問わず、興味を持って学び続けることは、様々な物事に触れる機会を作り、多様な人との関係性を築くことができます。公民館としては、自ら実践する、学びを深める、多様な方とつながり楽しむなど、生涯にわたり潤いを楽しめる芸術文化の取組を後押ししてまいります。

地域共育ビジョンの推進では、「2030年における下川町のありたい姿」のゴール7「子どもたちの笑顔を未来世代の幸せを育むまち」を目指すため、町民の皆様、関係者のご理解とご協力をいただき、学校・家庭・地域が連携し、挑戦、包容力や寛容性、先見性、創造性などの「下川らしさ」を引き継ぎ、新しい地域社会を創るため、子どもたちが自己有用感、自己効力感、自己肯定感を高め、健やかに成長するよう取り組んでまいります。

具体的には、地域共育ビジョンの推進を目的として、教育委員会に町民と学校をつなぐ調整役を担うコーディネーターを配置します。小学校及び中学校には週に一度

以上の割合で派遣し、総合的な学習の円滑な授業進捗に必要な地域人材の紹介や調整を行います。下川商業高校の求めにより、地域の特色を生かした授業等を支援します。

また、子どもたちの居場所づくりを推進して、多様な人間関係の構築を図るとともにコミュニティ・スクールを通じた地域一体型の学校運営などを支援してまいります。

子どもの交流では協定を締結している横浜市戸塚区と連携するとともに郡上市内の中学校と下川中学校の生徒の交流をめざします。

公民館の利活用については、施設の利活用を活性化させるため町民参加型の拠点施設を目指します。

児童室は、放課後児童対策として見守りする機能を有し、健全な遊びを与えて健康の増進や情操を豊かにする目的があります。放課後児童対策とキッズスクール事業を連動させながら「目標に向かって努力する力」「他者と協働する力」「感情をコントロールする力」など生きていく上で必要となる非認知能力の育みに取り組んでまいります。

生涯スポーツの振興

スキージャンプ選手の育成は、先人の苦労があつて現在に至るまで引き継がれています。ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピックを含めて、多くの著名な選手を輩出しており、下川町の誇りとしてまちづくりに多大なる貢献を果たしてきました。今後におきましても、下川町の優位性が発揮できるスキージャンプ選手の育成と町内はもとより町外から育成を希望される生徒を受け入れるとともに宿泊交流施設の計画的な補修に努めて生活拠点としての受入れ体制を堅持してまいります。

芸術文化の振興

郷土芸能文化について、「上名寄郷土芸能保存会」を支援するとともに伝承の機運を醸成しながら、次世代につなげられるよう取り組みます。

協定等を結んでいる市町村や団体等との文化交流は、関係団体との協力を得ながら徐々に進めてまいります。

文化財の活用については、昨年度に引き続き、ふるさと交流館や一の橋札天山収蔵館を予約制にて開館するとともに、語り部等の関係者の協力を得ながら文化財とそ

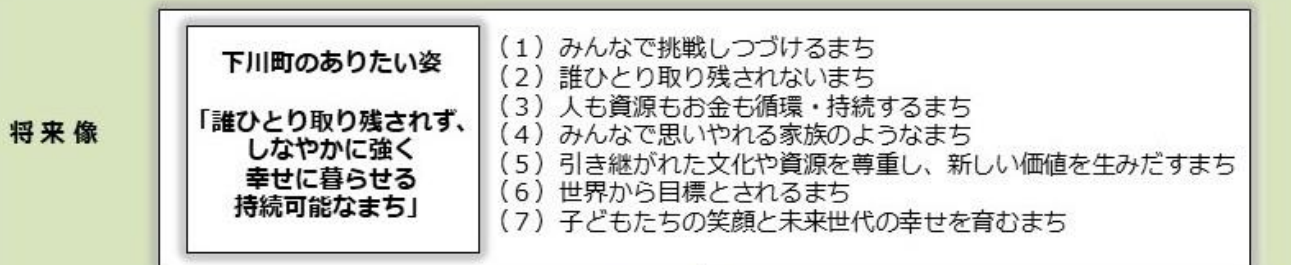
の時代背景を関連付けして、来館者に対して充実した内容を解説できるよう努めてまいります。

第6期下川町総合計画と令和8年度予算について

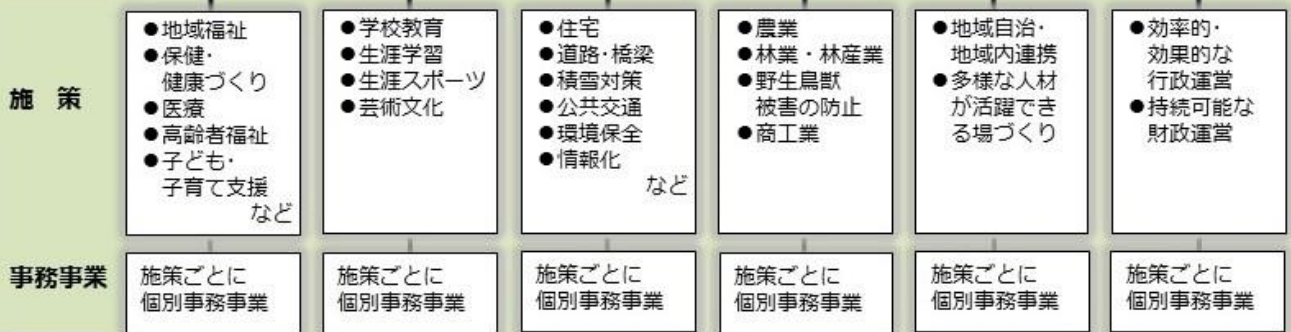
第6期下川町総合計画は、下川町が目指す将来像などを明らかにした「基本構想」、その将来像の実現のため取り組むべき施策を位置づけた「基本計画」で構成しています。

総合計画には、国内外の新たな社会潮流である「持続可能な開発目標（SDGs）」を取り入れ、目の前の課題解決だけの視点でまちづくりを進めるのではなく、これから生まれてくる未来世代のことや本町を取り巻く社会情勢の変化などを予測しつつ、将来像に「2030年における下川町のありたい姿」を位置づけ、長期的、複眼的な視点でまちづくりを進めていくこととしています。

(1)基本構想【2019年度(令和元年度)～2030年度(令和12年度)】



(2)基本計画



総合計画とは

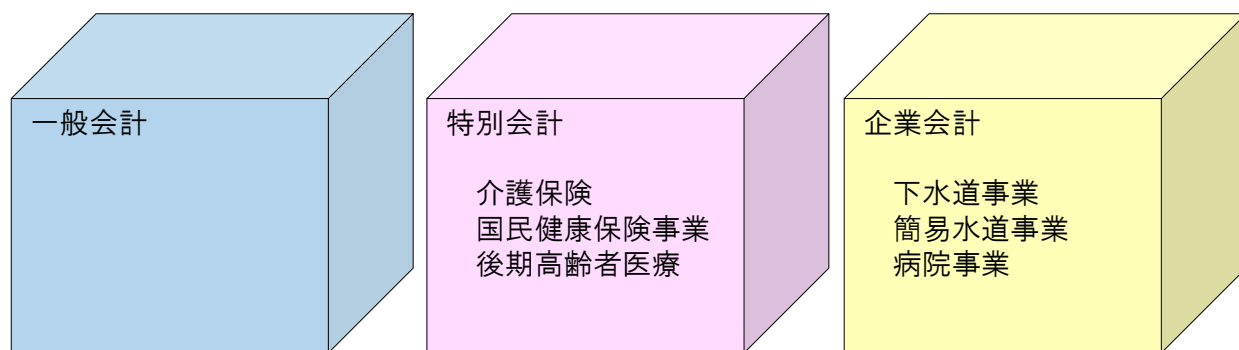
「下川町がどのようなまちを目指すのか」という将来像や目標の実現に向けた取組みを全ての分野において、総合的、計画的にまちづくりを行うための計画です。



令和8年度各種会計予算

単位：千円

| 会計名 | 8年度予算額 | 7年度予算額 | 比較 | 伸び率 |
|--------------|-----------|-----------|---------|--------|
| 一般会計 | 6,196,000 | 6,066,000 | 130,000 | 2.1% |
| 介護保険特別会計 | | | | |
| 介護保険事業勘定 | 449,050 | 459,640 | ▲10,590 | ▲2.3% |
| 介護サービス事業勘定 | 367,200 | 347,050 | 20,150 | 5.8% |
| 国民健康保険事業特別会計 | 474,910 | 485,030 | ▲10,120 | ▲2.1% |
| 後期高齢者医療特別会計 | 88,100 | 73,870 | 14,230 | 19.3% |
| 下水道事業会計 | 565,242 | 509,488 | 55,754 | 10.9% |
| 簡易水道事業会計 | 279,249 | 321,298 | ▲42,049 | ▲13.1% |
| 病院事業会計 | 635,447 | 648,130 | ▲12,683 | ▲2.0% |
| 合計 | 9,055,198 | 8,910,506 | 144,692 | 1.6% |



■一般会計

福祉、産業振興、道路整備、教育など、町の施策の中心的な会計です。特別会計と企業会計に属さない全ての予算が一般会計に計上されます。

■特別会計

特定の事業を行う場合に、特定の歳入を特定の歳出に充てるなど、一般会計と区別する必要がある場合に設置する会計です。介護保険事業など3つの特別会計があります。介護保険特別会計は、介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定に分かれます。

■企業会計

独立採算性による経営など、企業的な性格をもった事業を運営する会計です。下水道事業など3つの企業会計があります。令和6年度から下水道事業及び簡易水道事業が公営企業会計へ移行しています。

令和8年度一般会計予算概要

町の収入（歳入）

単位：千円

| 科 目 | 比 較 | 予算額 |
|-------------|-----------------------------------|-------------|
| 【 自 主 財 源 】 | 町が自主的に集めることができる収入 | |
| 町 税 | 町民の皆さんが納める税金 | 352, 819 |
| 分担金及び負担金 | 事業に必要な経費の一部を受けるサービスに応じて利用者が負担するお金 | 36, 257 |
| 使用料及び手数料 | 町の施設の利用や住民票などの証明書を発行する際にかかるお金 | 103, 970 |
| 財 産 収 入 | 町有林主伐・間伐材や特用林産物（しいたけ）の売り払い収入など | 216, 249 |
| 寄 附 金 | ふるさと納税などのお金 | 59, 500 |
| 繰入金・繰越金 | 町の貯金（基金）などからの繰り入れや前年度の財源として繰り越すお金 | 405, 373 |
| 諸 収 入 | 他団体からの補助金や雑入など | 147, 961 |
| 【 依 存 財 源 】 | 国や北海道から交付されるお金や町債 | |
| 地方譲与税など | | 235, 800 |
| 地方交付税 | | 3, 010, 000 |
| 国・道支出金 | | 759, 671 |
| 町 債 | 道路などを整備するために、国や銀行から借り入れるお金 | 868, 400 |
| 合 計 | | 6, 196, 000 |

町の支出（歳出）

単位：千円

| 科 目 | 比 較 | 予算額 |
|-----------|--|-----------|
| 議 会 費 | 議会運営などに要する経費 | 37,642 |
| 総 務 費 | 役場庁舎の管理、広報、公共交通、防災、戸籍、SDGs未来都市、ゼロカーボンの推進などに要する経費 | 590,214 |
| 民 生 費 | 高齢者や障がい者福祉、子育て支援などに要する経費 | 787,584 |
| 衛 生 費 | 健康づくりやごみ処理などに要する経費 | 769,183 |
| 農 林 業 費 | 農林業の振興や森林整備などに要する経費 | 674,778 |
| 商 工 労 働 費 | 商工振興や観光・地域振興などに要する経費 | 427,107 |
| 土 木 費 | 道路、公営住宅、公園、除雪などに要する経費 | 722,758 |
| 消 防 費 | 消防に要する経費 | 171,887 |
| 教 育 費 | 学校教育、生涯学習、スポーツ振興などに要する経費 | 485,760 |
| 公 債 費 | 借金の返済などに要する経費 | 626,108 |
| 給 与 費 | 職員の給料などに要する経費 | 899,215 |
| 予 備 費 | 緊急に必要とする場合に備えておく経費 | 3,764 |
| 合 計 | | 6,196,000 |

生活習慣病予防事業

拡充

予算額 1,049万円

| |
|--|
| 担 当 保健福祉課 (総合福祉センター内) ☎ 4-3356 |
|--|

| 財 源 | |
|-------|-------|
| 町の負担額 | 395万円 |
| 道の負担額 | 64万円 |
| 諸収入 | 590万円 |

町の健康実態や個々の状態に合わせ、生活習慣病の予防や重症化予防を図り、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸に取り組みます。

✓ハピネス健診、後期高齢者健診

健診の項目に心電図や眼底検査、腎機能をみる項目などを追加しています。肥満や高血圧、高血糖、脂質異常などによる血管変化を早い段階で把握します。

ハピネス健診は小学1年生から受けられるようになりました（個別健診のみ）。

✓健診結果説明

健診結果からわかる体の状態を個々に読み取り、予防のための生活を共に考えます。

✓内臓脂肪CT検診

✓肝炎ウイルス検診

✓健康相談、訪問指導、健康教育

✓高齢者の保健事業・介護予防一体的実施

母子保健事業

予算額 358万円

| |
|--|
| 担 当 保健福祉課 (総合福祉センター内) ☎ 4-3356 |
|--|

| 財 源 | |
|-------|-------|
| 町の負担額 | 316万円 |
| 道の負担額 | 17万円 |
| 国の負担額 | 25万円 |

安全な出産と産後の身体的な回復や精神的な安定を図り、健やかな育児ができるよう支援します。

✓不妊治療支援

✓妊産婦健康診査

✓ウェルカムベビークラス

✓新生児聴覚検査

✓1か月児健康診査

✓産後ケア

✓乳幼児健診・相談・訪問



がん検診事業

予算額 573万円

| |
|--|
| 担 当 保健福祉課 (総合福祉センター内) ☎ 4-3356 |
|--|

| | |
|------------|-------|
| 財 源 | |
| 町の負担額 | 481万円 |
| 国の負担額 | 4万円 |
| 受診者の負担額 | 88万円 |

胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん検診を行い、早期発見、早期治療に結びつけます。加入している医療保険（国保・社保・後期高齢者等）によって自己負担額が変わります。生活保護を受給している方は自己負担はありません。

✓今年度、次の年齢になる方は検診料金が無料になります。

| | |
|-------------|-------------------------|
| 胃がん検診、肺がん検診 | 40歳 |
| 大腸がん検診 | 40歳、41歳、46歳、51歳、56歳、61歳 |
| 子宮がん検診 | 20歳、21歳、26歳、31歳、36歳、41歳 |
| 乳がん検診 | 40歳、41歳、46歳、51歳、56歳、61歳 |

✓5月23日（土）・24日（日）、10月24日（土）・25日（日）は、総合福祉センター「ハピネス」で行う胃がん、肺がん、大腸がん検診と併せて、ハピネス健診、国保特定健診、後期高齢者健診、エキノコックス症検診が受けられます。
10月8日（木）は、総合福祉センター「ハピネス」で子宮がん、乳がん検診が受けられます。

✓旭川がん検診センターで、胃がん（X線・内視鏡）、肺がん（X線・CT）、大腸がん、子宮がん、乳がん検診を個別に受けることができます。
11月30日（月）は、すべてを受けられるバスツアーもあります。

✓町立下川病院で、胃がん、肺がん、大腸がん検診を個別に受けることができます。

町立下川病院

予算額 6 億 3, 545 万円

担 当

町立下川病院
☎ 4-2039

財 源

| | |
|---------|-----------|
| 入院・外来収益 | 3億1,930万円 |
| 一般会計の負担 | 2億369万円 |
| その他収益 | 5,397万円 |

町民が住み慣れた地域で安心して医療を受けることができるよう、安定した医療提供体制と病院運営を進めていきます。

✓医療連携ネットワーク（ポラリスネットワーク）の活用

ポラリスネットワークは専用のインターネット回線を利用し、主に名寄市立総合病院との間で診療情報を共有するシステムです。

画像・検査・薬歴等の情報が共有でき、安心した医療サービスを受けることができます。

✓禁煙外来をご利用ください

当院では、禁煙治療を行うことができます。たばこに含まれるニコチンは依存性が強く「ニコチン依存症」という治療が必要な病気です。医師と看護師にアドバイスを受けながら治療を進めていきます。治療期間は12週間（3ヶ月）で5回の診療が必要です。禁煙を考えている方は、お問い合わせください。

✓経鼻胃内視鏡（鼻から挿入する胃カメラ）のお知らせ

当院では、口からの内視鏡が苦手な方などに経鼻胃内視鏡検査を行うことができます。食道・胃・十二指腸の中をカメラで観察し、炎症・潰瘍・ポリープ・癌などの病気の有無を確認できます。

また、大腸カメラも行うことができますので、お問い合わせください。

✓夜間診療を行っています

第2・第4木曜日は夜間診療を行っています。
受付は17時15分から18時30分までです。

✓外科医の在院日のご案内

第2・第4金曜日に北海道地域医療振興財団から外科医が来院し、外科診療を行っています。（※日によって外科医が不在の場合もございますので、事前にお問い合わせください。）

受付は8時30分から11時30分、13時から16時30分です。

✓発熱の際の受診について

受診される方の待機時間解消と感染拡大予防のため、来院時間を調整しています。事前にお電話いただくか、病院玄関前のインターホンにおいてご連絡いただきますようお願いいたします。

※休日、夜間においては、インターホンへの対応ができません。

介護予防・日常生活支援総合事業 **予算額 1, 840万円**

担 当
 地域包括支援センター
 (総合福祉センター内)
 ☎ 5-1165

| 財 源 | |
|----------|-------|
| 介護保険料の負担 | 165万円 |

介護保険被保険者が要支援、要介護状態にならないよう介護予防を目的に日常生活を支援します。また、地域における住民主体の通いの場づくり等を支援します。

●介護予防・生活支援サービス事業

対象者：①要支援認定を受けた方

②基本チェックリストにより対象者（事業対象者）となった方

※サービスを利用する場合は、町に申請が必要です。

| サービス名 | 内 容 |
|--------------|--|
| 訪問型サービス | 日常生活に支障がある高齢者の方等にヘルパーが訪問し、買い物、掃除、洗濯等の日常生活上の支援をします。 |
| 通所型サービス | 見守り等の支援が必要な方にデイサービスセンターで、食事、入浴、体操、レクリエーション等の支援をします。 |
| その他の生活支援サービス | <p>【総合事業配食サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町が指定している事業所が安否確認も兼ねて自宅にお弁当を配達します。利用上限週3回（昼食のみ） <p>【総合事業給食サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安否確認も兼ねて共生型住まいの場合「ぬく森」で、食事を提供します。毎日・毎食（朝食、昼食、夕食）利用可能 <p>【総合事業訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしの高齢者などで家の中に閉じこもりがちな方を定期的に訪問して、体調確認等の安否確認などをします。 |
| 介護予防ケアマネジメント | 主に地域包括支援センターが多職種と連携してマネジメントします。 |

●一般介護予防事業

対象者：65歳以上の方、及びその支援のための活動に関わる方

| 事業名 | 内 容 |
|-------------------|--|
| 介護予防普及啓発事業 | 介護予防に関する知識の普及啓発の為セミナーや講座、パンフレットの配布等を行います。 |
| 地域介護予防活動支援事業 | ふまねっと、カーリンコン、キャラバン・メイトなど、地域の住民が主体となった介護予防活動の支援や、介護予防ボランティア活動に対して、介護予防アクションポイント事業を行い、活動を支援します。 今年度から新しく、社会参加活動を通じた介護予防につながる地域活動として「しもかわ健康塾ウレシパ」を開始します。 |
| 地域リハビリテーション活動支援事業 | 介護予防教室(元気教室、ハピネス・スクール)の開催や、地域における介護予防の取り組みを強化するための普及啓発を行います。 |
| 介護予防把握事業 | 民生委員等地域の情報を集約して、閉じこもり等何らかの支援を必要とする方を把握し、関係機関と連携して必要な支援に繋がります。 |

●その他の事業

対象者：65歳以上で要支援及び要介護の認定がされていない方

| 事業名 | 内 容 |
|------------|---|
| 介護予防福祉用具貸与 | 町で指定されている歩行器と杖の貸し出しをします。 ※返却時の消毒代で実費負担となる場合があります。 |
| 介護予防福祉用具購入 | 入浴用具（浴槽用手すり、浴槽内台、シャワーイス、移乗用台）購入費用を助成します。 ※購入上限額5万円。その1割が自己負担になります。 |

高齢者入湯料・入湯交通費助成事業

予算額 224万円

| |
|--|
| 担 当 保健福祉課 (総合福祉センター内) ☎ 4-3356 |
|--|

| | |
|------------|-------|
| 財 源 | |
| 町の負担額 | 224万円 |

健康の保持や療養のため、高齢者や心身障がい者に対して、五味温泉の入湯料を支援します。

【対象者】

- ✓70歳以上の方（70歳の誕生日を迎えた日から適用）
- ✓身体障害者手帳を交付されている方
- ✓療育手帳を受けている者のうち在宅生活の方



【利用回数】

- ✓年間100回まで（入湯券の有効期限は翌年3月31日まで）
- ✓窓口で一度に発行できるのは20回分または40回分まで

【その他】

- ✓70歳以上の方（70歳の誕生日を迎えた日から適用）は、五味温泉までのコミュニティバスに乗車するために要した営業バスの交通費の一部を支援します。（100往復分を限度）

介護者について

以下の条件に該当する方の介護者に入湯券を発行できます。

- 身体障害者手帳に記載されている障害名が、視覚障害及び肢体不自由に該当し1級及び2級の認定を受けた方
- 療育手帳A判定の方
- 介護保険で要介護認定を受けた方

認定こども園運営事業

拡充

予算額 4,305万円

| |
|---|
| 担 当 保健福祉課 (認定こども園) ☎ 4-2413 |
|---|

| 財 源 | |
|---------|---------|
| 町の負担額 | 3,781万円 |
| 道の負担額 | 225万円 |
| 国の負担 | 156万円 |
| 利用者の保育料 | 143万円 |

●一時保育事業

下川町認定こども園「こどものもり」では一時保育事業を行っています。

【対象者】

認定こども園に入園していない子どもの保護者が、保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭、断続的な就労等社会的にやむを得ない事由により、緊急及び一時的に家庭における育児が困難となった場合の乳幼児を預かります。

【利用料金】

| 区分 | 1時間 (最初の4時間) | 1時間 (4時間以降) | ※1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算します。 ※生活保護法等に係る世帯は免除することができます。 |
|-------|-----------------|----------------|---|
| 3歳未満児 | 300円 | 100円 | |
| 3歳以上児 | 200円 | 100円 | |

●乳児等通園支援事業

下川町認定こども園「こどものもり」では乳児等通園支援事業を行っています。

【対象者】

認定こども園に入園していない0歳6ヶ月～満3歳未満までの子どもを月一定時間までの利用可能枠の中で、要件を問わずに預かります。

【利用時間・料金・日数】

| | |
|-------|--|
| 利用可能枠 | 月10時間まで |
| 時 間 | 午前8時30分～午前11時30分まで |
| 料 金 | 1時間300円 ※1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算します。 ※生活保護法等に係る世帯は免除することができます。 |

歯科診療所誘致事業

予算額 38万円

| |
|--|
| 担 当 保健福祉課 (総合福祉センター内) ☎ 4-3356 |
|--|

| 財 源 | |
|-------|------|
| 町の負担額 | 38万円 |

歯科診療所を誘致することで、歯科保健、歯科医療の提供体制を確保します。

医療給付事業

予算額1,948万円

| |
|----------------------|
| 担 当 |
| 保健福祉課 (総合福祉センター内) |
| ☎ 4-3356 |

| | |
|------------|---------|
| 財 源 | |
| 町の負担額 | 1,394万円 |
| 国の負担額 | 7万円 |
| 道の負担額 | 547万円 |

乳幼児等の方、重度心身障害者の方、ひとり親家庭等の方の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、医療費の助成を行います。

1. 対象者

| | |
|---------------|--|
| 【乳幼児等】 | 下川町に住所を有する世帯に属し、健康保険に加入している満18歳に達する日（誕生日前日）以後の最初の3月31日までのお子さん。 ※「生活保護世帯」「重度心身障害者医療」「ひとり親家庭等医療」の助成対象者は除きます。 |
| 【重度】 | ○身体障害者手帳をお持ちの方：1級、2級、3級の一部（内部障害） ○療育手帳をお持ちの方：重度の知的障害者（A判定） ○精神保健福祉手帳をお持ちの方：1級 ※前年の所得額が一定額以上の場合、対象となりません。 ※受給者が18歳までの児童の場合は、所得制限されません。 ※65歳以上の方は、後期高齢者医療の加入者が対象です。 |
| 【ひとり親】 | 下川町に住所を有し、健康保険に加入するひとり親家庭 |
| | 「親」 18歳未満の児童及び、18歳以上20歳までの児童を扶養するひとり親家庭の母または父。 |
| | 「子」 18歳未満の児童及び、両親の死亡等により他の家庭（養育者）において扶養されている18歳未満の児童。なお、学生・無職等によりひとり親家庭の母、父、又は養育者に扶養されている児童は20歳まで ※前年の所得額が一定額以上で18歳までの児童がいる場合は、乳幼児等医療費助成制度に移行となります。 |

2. 助成内容

| | |
|---------------|---|
| 【乳幼児等】 | 健康保険が適用される「医科入院、外来」「歯科入院、外来」「調剤」「柔道整復」「指定訪問看護」、医師の診断により作成された治療用の補装具等も対象となります。 |
| 【重度】 | ※「医療保護入院」の場合は、助成内容が異なります。（重度） ※精神保健福祉手帳1級をお持ちの方の入院は除きます。（重度） |
| 【ひとり親】 | 「親」 健康保険が適用される「医科入院」「歯科入院」「指定訪問看護」 |
| | 「子」 健康保険が適用される「医科入院、外来」「歯科入院、外来」「調剤」「柔道整復」「指定訪問看護」、医師の診断により作成された治療用の補装具等も対象となります。 |

◇受給者証をお持ちの方は、北海道内の保険医療機関等にかかる際、「健康保険加入を証明する書類」と「受給者証」（他の受給者証がある方はそれも併せて）を提示することで、自己負担分の助成が受けられます。

※入院時の食事にかかる費用（標準負担金）、薬の容器代、差額ベッド代などの保険外診療は助成の対象外です。

※北海道外の保険医療機関等にかかる場合は、健康保険加入を証明する書類のみを提示し、いったん自己負担分を支払い、その後、保健福祉課窓口で自己負担分の請求を申請してください。

小中一貫教育推進事業 予算額95万円

担当
教育課
☎ 4-2511

| 財源 | |
|-------|------|
| 町の負担額 | 50万円 |
| 国の負担額 | 45万円 |

令和8年4月から新しい学校教育目標がスタート！

■下川町小中一貫 学校教育目標

「未来につむぐ 自分らしさの創造」

■目標に込めた思い

下川町では、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちに「本物との出会い」「挑戦の機会」「多様な人との交流」を豊かに提供しています。失敗を受け止めて支える環境と、課題解決へ向かう意欲を引き出す関わりによって、子どもたちの「学びたい・やりたい」という気持ちが高まり、自ら成長しようとする循環が生まれています。

その中で学校は、下川町のよさを生かし、未来を前向きに捉え「個の成長」「個の確立」を主軸に据えた大切な学びの場にしたいと考えており、子どもたちが

- ①自分の興味や得意に気づく「自己発見」、
- ②他者との関わりを通して深まる「自己認識」、
- ③協働の中で育つ「相互理解」、
- ④自ら選び行動する「自己決定」、
- ⑤自分を肯定し未来へ踏み出す「自己理解」

といった経験を積み重ね、「自分らしさ」を育む場でありたいと考えています。

子どもたちが日々の学びや人との関わりの中で、自分らしさの糸を紡ぎ、未来へ向かって歩み出す——その願いを「未来につむぐ 自分らしさの創造」という教育目標に込めています。

■小中一貫教育「検討・実践期」が始まります(令和8～10年度)

令和8年度から令和10年度までの3か年を小中一貫教育を本格的に進める「検討・実践期」と位置づけました。初年度となる令和8年度は、学校運営協議会の答申でも重視されている「挑戦」と「失敗の受容」を基盤に、次のテーマで取組を進めます。

テーマ：「子どもたちが安心して挑戦できる機会の創出」

- (1)子どもたちの挑戦を促す小中一貫の取組
小中学校が連携し、子どもたちが主体的に最初の一步を踏み出せる環境づくりを目指します。
- (2)失敗を恐れず新たな小中一貫の実践の検討
失敗を成長の一部として受け止め、安心して挑戦できる雰囲気づくりを進めます。

この3年間で、子どもたちが自信をもって未来へ踏み出せる力を育む小中一貫教育の基盤づくりを進めて行きます。



※学校教育目標の策定プロセスは地域共育ビジョンHPで掲載しています。



学校教材費等助成事業

予算額 81万円

担 当
教育課
☎ 4-2511

| 財 源 | |
|-------|------|
| 町の負担額 | 81万円 |

■児童生徒の教材費等に係る経費の一部を助成し、保護者の負担を軽減することで、子育て環境の充実を図るとともに、児童生徒の健やかな成長を支援します。

▼小学校

1年間に係る教材費等の2分の1を補助

▼中学校

- ①ジャージ（上・下・ハーフパンツのすべてまたはいずれか）を購入した方が対象となります。
- ②購入費用の2分の1以内（上限7,000円で上・下・ハーフパンツ1着ずつ）となります。
- ③中学校に進学もしくは転入学する場合となります。
- ④中学校在学中に1度のみ申請可能です。
（中学1年生で申請しなかった場合は中学2年生以降も有効）

下川商業高等学校支援事業

予算額 1,302万円

担 当
教育課
☎ 4-2511

| 財 源 | |
|-------|---------|
| 町の負担額 | 1,302万円 |

下川商業高等学校の魅力ある学校づくりと、生徒確保による町内の高等教育の存続を図ります。

✓下川商業高等学校入学準備金及び通学生助成金 576万円

入学に係る費用（1人につき12万円）や町外からの通学費（定期運賃の2分の1以内）を助成します。

✓多目的宿泊交流施設利用助成 104万円

多目的宿泊交流施設を利用する生徒に対し、食事代を除く利用料の全額を助成します。

✓下川商業高等学校教育振興協議会交付金 350万円

札幌市内での販売実習費用、各種資格検定料を助成します。

✓下川商業高等学校体育文化活動助成 270万円

部活動の各種大会への参加費用を助成します。

部活動支援事業

予算額 761万円

担当
教育課
☎ 4-2511

| 財源 | |
|-------|-------|
| 町の負担額 | 362万円 |
| 道の負担額 | 399万円 |

下川町スポーツ・文化地域クラブがスタートします！

■下川町スポーツ・文化地域クラブがスタート！

少子化の進行により、学校だけで部活動が続けることが難しくなっています。そこで下川町では、中学校と地域のスポーツ団体・文化団体、経験豊富な指導者の皆さんと協力し、子どもたちが安心して好きな活動に取り組める機会を確保します。その新しい仕組みとして、「下川町スポーツ・文化地域クラブ」を設置します。地域の力を生かし、子どもたちの活動を町全体で支えていく取り組みです。

■町と地域と一緒に未来をつくる

このような活動は、仲間と出会い、努力する喜びを知る大切な場です。その場を守り、さらに良いものにしていくために、学校と地域が力を合わせる新しい形が始まります。下川町は、これからも子どもたちが安心してスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりを進めていきます。

✓下川町スポーツ・文化地域クラブ交付金 233万円

中学校部活動の受皿となる「下川町スポーツ・文化地域クラブ」を設立し、将来にわたり中学生が、スポーツ・文化活動が地域で継続してできる体制を構築し、その活動を支援するため助成します。

また、部活動や地域のクラブチーム等がない、様々なスポーツや文化活動の機会を確保します。

✓地域クラブコーディネーターの配置 350万円

「下川町スポーツ・文化地域クラブ」の運営・企画・立案をする地域クラブコーディネーターを配置します。このコーディネーターは、

- ・活動内容の企画
- ・指導者の確保
- ・学校や地域団体との連携

など、クラブ運営の中心となる役割を担います。

また、既存の部活動地域展開を進めるために中学校に中学校連絡調整コーディネーターを配置します。

✓部活動指導者謝礼 80万円

部活動をサポートする地域指導者を配置します。



学校給食共同調理場運営事業

予算額1,001万円

担当
教育課
☎ 4-2511

| 財源 | |
|-------|-------|
| 町の負担額 | 377万円 |
| 国の負担額 | 624万円 |

小中学校給食費への支援を拡充します！

令和8年度から、国による小学生の給食費負担軽減策が始まります。これに合わせて、町では中学生の給食費補助を拡充し、町内の小中学校に通う児童生徒の給食費負担をさらに軽減します。

この取り組みは、すべての子どもが等しく学校給食を利用できる環境を整えることを目的とした国の子育て支援策の一環です。町としても、中学生への支援を強化することで、給食の安定した提供と子育て家庭の負担軽減を図ります。

これからも、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを進めてまいります。今回の給食費負担軽減が、保護者の皆さまの力強い支えとなることを期待しています。

■小中学校給食費補助金の拡充内容

▼小学生

平成25年度から、木質バイオマスによる財源を子育て支援に活用するため、「木質バイオマス導入削減効果活用基金」を創設し、小中学校児童生徒の給食費の20%を補助してきました。

さらに令和8年度には、国が創設を予定している「給食費負担軽減交付金」（月額5,200円相当）を活用し、給食費を現在の月5,560円から月2,200円へと引き下げます。※月20食で計算しております。

▼中学生

平成25年度から、小学生と同様に木質バイオマスによる財源を活用した「木質バイオマス導入削減効果活用基金」により、小中学校児童生徒の給食費について20%の補助を実施してきました。

令和8年度は、この補助率を20%から40%へ拡充し、給食費を月額6,460円から5,600円へ引き下げます。

▼小学生・中学生共通

牛乳は児童生徒の身体の成長に大きく寄与することから、今までも負担額の1/2を補助しており、今後も継続していきます。



ウィークエンドスクール事業

予算額 242万円

担当
教育課
☎ 4-2511

| 財源 | |
|-------|-------|
| 町の負担額 | 134万円 |
| 国の負担額 | 108万円 |

児童生徒の基礎的な学力向上と家庭学習の習慣化を図るため、週末などに無料の学習会を開催します。

- ✓小学生3～6年 国語、算数、理科、社会
年間62回開催予定（週1～2回程度）
- ✓中学生全学年 国語、数学、理科、社会、英語
年間72回開催予定（週1～2回程度）



スポーツ少年団活動支援事業

予算額 94万円

担当
教育課
☎ 4-2511（内線814）

| 財源 | |
|-------|------|
| 町の負担額 | 94万円 |

町内に在住する青少年などのスポーツ・文化活動を通じた健全育成と保護者の負担軽減を図るため支援を行います。

- ✓青少年スポーツ・文化全国全道大会出場支援助成金 30万円
全道大会や全国大会の代表として出場する選手に対して、1人につき旅費相当額と大会参加料を合わせた金額の2分の1を助成します。ただし、町有バスを利用する場合、または他の団体などからの助成がある場合は、その額を除き2分の1の金額とします。
- ✓スポーツ少年団活動事業交付金 45万円
スポーツ少年団に対して、次に掲げる金額を助成します。
 - ▼団体割 1団体当たり30,000円
 - ▼人数割 登録者1名あたり1,000円
 - ▼活動費割 前年度の活動費総額から、団体割、人数割を除いた金額の2分の1（上限75,000円）
- ✓下川町スポーツ少年団共用備品購入助成金 15万円
少年団活動に伴う共用の備品購入について、年1回、総額の2分の1とし、10万円以内で助成します。ただし、他団体からの助成がある場合は、その額を控除します。
- ✓スポーツ少年団指導者等育成事業助成金 4万円
少年団の指導者が、大会に出場するために必要な資格取得や研修会参加にかかる受講料の全額を助成します。



エコ・アクション事業 予算額 210万円

担当
 総務企画課
 ☎ 4-2511

| 財源 | |
|-------|-------|
| 町の負担額 | 210万円 |

■しもりんエコポイント事業

省エネ型の家電製品の購入や徒歩での移動など、環境に配慮した行動に対して、町内で使える「しもりんポイント」を進呈します。

しもりんエコポイントがもらえる行動の例

| 対象となる活動 | 進呈ポイント数 |
|---------------|----------------|
| 省エネ型冷蔵庫への買い替え | 2,000ポイント/1回限り |
| 省エネ型家電への買い替え | 1,000ポイント/1回限り |
| 歩こうしもかわへの参加 | 歩数に応じて/月1回 |
| 電力消費データの提供 | 50ポイント/月1回 |
| ガス購入データの提供 | 50ポイント/月1回 |
| 灯油購入データの提供 | 50ポイント/月1回 |

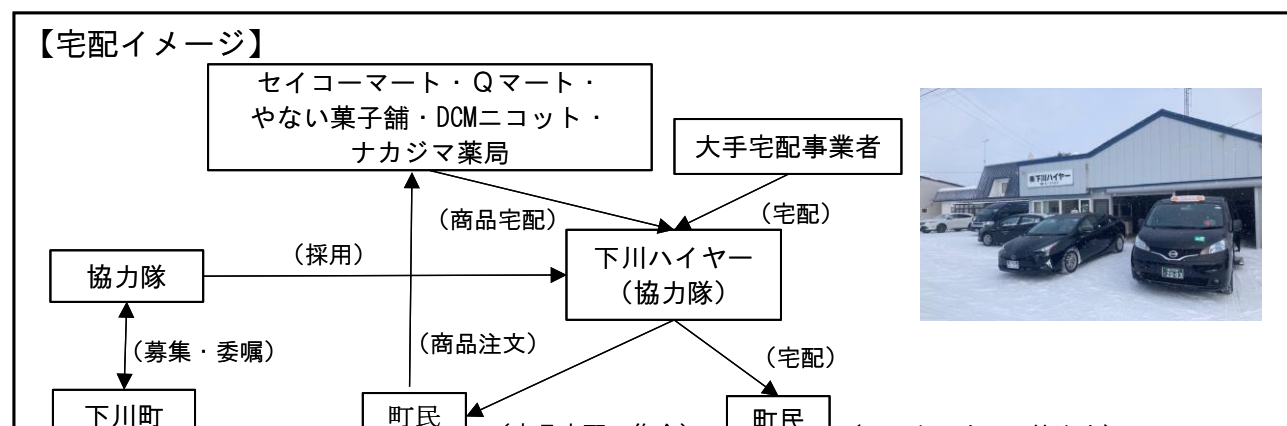
宅配等事業 予算額 879万円

担当
 町民生活課
 ☎ 4-2511

| 財源 | |
|-------|-------|
| 町の負担額 | 879万円 |

地域の商店等から商品・薬を高齢者等へ有料で宅配するとともに大手宅配事業者の宅配、更には地域交通を継続・維持のため、地域おこし協力隊制度を活用し、住民の生活支援及び地域の公共交通の維持のため、これまで実証してきた事業の利用拡大や運用の効率化に取り組んでいきます。

※利用には事前登録が必要です。
 ※詳細は、宅配できるお店や町民生活課(4-2511(内線521))、下川ハイヤー(4-3103)にお問い合わせください。



□□□□

□□□□

(商品宅配・集金)

□□□□

(インターネット等注文)

消費者協会活動交付金

予算額 55万円

担 当

町民生活課
☎ 4-2511

財 源

| | |
|-------|------|
| 町の負担額 | 25万円 |
| 道の負担金 | 30万円 |

安心・安全で豊かな消費生活による持続可能な地域社会の形成に向けた消費者行政を推進するうえで、行政と町民とをつなぐ役割を担う消費者協会の活動を支援します。

消費者協会は、セミナー、フリーマーケット、料理交流会などの事業や埋立ごみの減量化を主たる目的とした「ばくりっこ」の活動を通して、コミュニティの形成や環境、社会に配慮した消費のあり方などの情報提供や啓発活動を行います。

【ヒト・モノ・情報の交流拠点「ばくりっこ」】

目 的：遊休品の有効活用による埋立ごみの減量と
地域コミュニティの形成

場 所：下川町民会館1階

開店日時：毎週、月・木・土の12時から16時まで

取扱方法：①無償でお預かり

②希望金額の提示を受けてお預かり

③譲りたいモノ、譲ってほしいモノの情報掲
示板で当事者同士がお話合い



空き家対策総合支援事業

予算額 2,700万円

担 当

町民生活課
☎ 4-2511

財 源

| | |
|-------|---------|
| 町の負担額 | 1,350万円 |
| 国の負担額 | 1,350万円 |

空き家を活用し、転入者、定住希望者の定住促進を図るため、住み替えによる住宅不足の緩和を推進するとともに、老朽化の著しい特定空き家の解体により、住民の安全確保、景観の維持向上を図ります。

なお、補助の対象は資格登録業者が施工した改修や解体に限られていますので、詳細は担当までお問い合わせください。

| 区分 | 対象者 | 補助率 | 留意点 |
|----------|---|----------------------------------|--|
| 空き家の「活用」 | ・ 町内に定住を希望されている方 ・ 町内に転入されてから10年以内の方 | 空き家の取得・改修等費用の2/3以内 (限度額500万円) | ・ 空き家を取得し、かつ100万円以上の改修を行うこと ・ 10年以上居住すること |
| 空き家の「解体」 | ・ 下川町に空き家を所有している方 | 空き家の解体費用の4/5以内 (限度額80万円) | ・ 申請前に「特定空き家」の認定を受けること |

※当該空き家については、概ね6ヶ月程度、空き家状態であることが条件となります。

快適住まいづくり促進事業

予算額1,500万円

担 当
町民生活課
☎ 4-2511

| 財 源 | |
|-------|---------|
| 町の負担額 | 1,297万円 |
| 国の負担額 | 203万円 |

快適な住環境の整備を促進し、定住の促進と下川町産認証木材の利用を促進するとともに、脱炭素社会の実現と地域経済の活性化を図ります。

なお、補助の対象は資格登録業者が施工した新築や改修などに限られていますので、詳細は担当までお問い合わせください。

| 区分 | 補助対象者 | 内容 | 補助基準・補助額 |
|-------------------|---|--|--|
| 住宅の新築又は新築の建売住宅の取得 |  | 自らが居住する住宅に規則で定める基準性能を満たす住宅の新築又は新築の建売住宅の取得(以下「住宅新築等」という。) | 建築又は購入に要する費用の20分の1以内 [限度額150万円] |
| | | 住宅新築等に下川町産認証木材を10m ³ 以上使用 | 下川町産認証木材の使用量1m ³ 当たり5万円を加算 [限度額100万円] |
| 中古住宅等の取得 | 町民、町外居住者で住宅取得後の町民又は町内に住所を有する法人 | 自らが居住又は賃貸住宅の用に供するための中古住宅等の取得 | 住宅等の取得価格の5分の1以内 [限度額150万円] |
| 住宅等の解体 | 所有者又は所有者から委任を受けた者。ただし、日本標準産業分類における不動産業を営む町外業者を除く。 | 住宅及び附帯する車庫、物置などの解体 | 解体費の2分の1以内 [限度額50万円] |
| 住宅の改修 | 町民 | 自らが居住する住宅に規則で定める対象工事を行う住宅改修、改修に要する費用が100万円以上 | 省エネ改修に要する費用の5分の1以内 [限度額100万円] |
| | 町民又は町内に住所を有する法人 | 町内に住所を有する賃貸住宅の所有者が行う改修、改修に要する費用が100万円以上 | 省エネ改修に要する費用の5分の1以内 [限度額75万円] |
| 環境負荷の低減 | 町民、町外居住者で住宅取得後の町民又は町内に住所を有する法人 | 規則で定める基準性能を満たし、脱炭素化に資する対策により10ポイント以上を満たす住宅新築等 | 50万円を加算 |
| 再生可能エネルギーの活用 | 町民、町外居住者で住宅取得後の町民又は町内に住所を有する法人 | 住宅に30万円以上の木質バイオマス活用機器の設置 | 20万円  |
| | | 住宅等に公称最大出力1kWh以上の太陽光発電システムの設置 | 設置価格の6分の1以内 [限度額30万円] |

公営住宅整備事業 **予算額1億902万円**

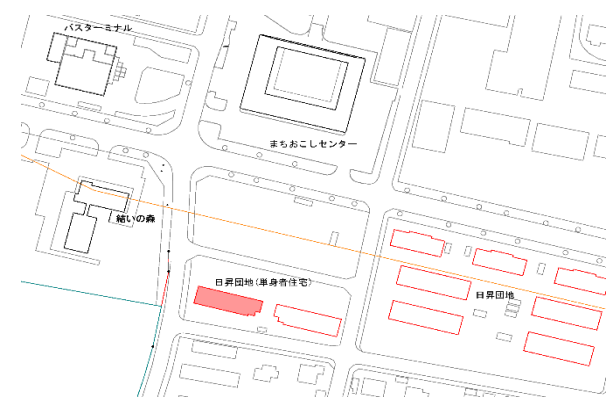
担 当
 町民生活課
 ☎ 4-2511

| 財 源 | |
|-------|---------|
| 町の負担額 | 8,598万円 |
| 国の負担額 | 4,494万円 |

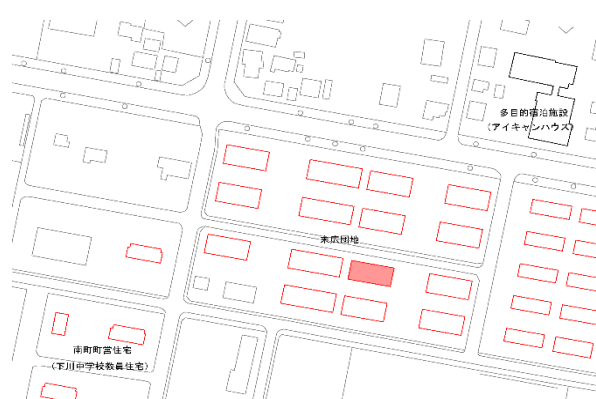
移住・定住対策など多様化する住宅需要への対応や、住み良さを実感できる居住環境の向上に向けて、計画的に公営住宅の整備を行います。

○公営住宅長寿命化型改善事業

- 日昇団地(単身者住宅)：平成6年に建設した1棟10戸の住宅の外壁改修を実施します。
- 末広団地：火災した住宅の新築の設計及び建設を実施します。



【日昇団地(単身者住宅)】



【末広団地】

町営住宅整備事業

予算額 1, 144 万円

担 当

町民生活課

☎ 4-2511

財 源

町の負担額

1,144万円

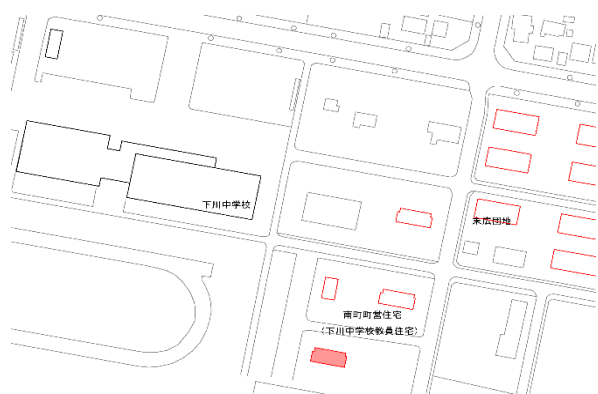
公営住宅や民間賃貸住宅に入居できない住宅困窮者や転入者に対し、町の各種施策に沿った住宅整備を進めていきます。

○町営住宅除却工事

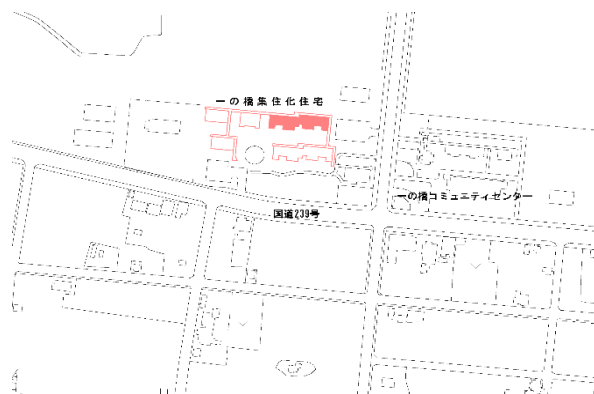
中学校教員住宅：昭和52年に建設した1棟2戸の木造住宅を解体します。

○一の橋集住化住宅塗装工事

一の橋集住化住宅B棟：平成24年に建設した集合住宅の外壁塗装を実施します。



【中学校教員住宅】



【一の橋集住化住宅】

危機管理対策事業 予算額 1,310万円

担当
町民生活課課
☎ 4-2511

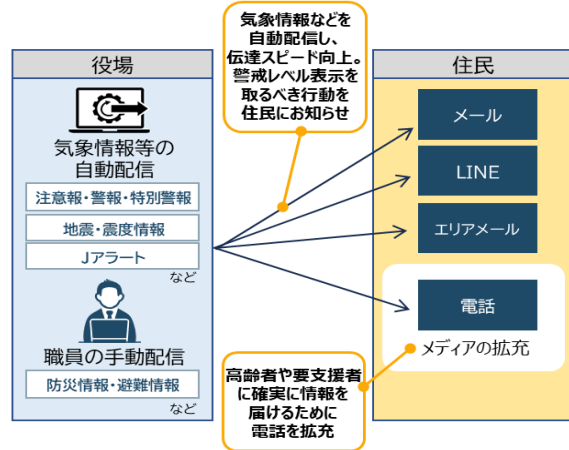
| 財源 | |
|-------|-------|
| 町の負担額 | 820万円 |
| 国の負担額 | 470万円 |
| 道の負担額 | 20万円 |

○一斉情報配信システム構築
複数メディア（メール、LINE、携帯電話、固定電話など）に防災情報の同時配信を行います。また、気象情報や地震情報などの下川町に関連する様々な情報を集約・自動配信も可能になるので、迅速かつ正確な防災情報を町民の皆様にお届けします。

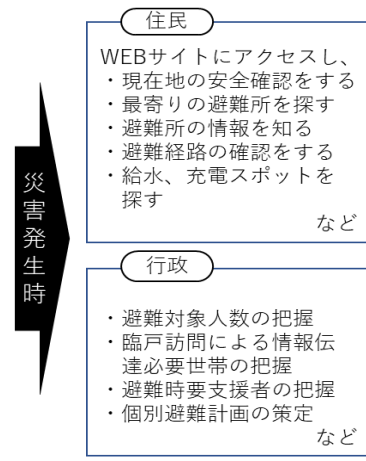
○WEBハザードマップ構築

- ・WEBサイトへのハザードマップ公表
WEBサイトにアクセスすることにより自宅や外出先などから町内の危険区域を容易に把握することにより現在地が安全な地域かどうかを確認できます。
- ・災害情報の提供
災害時には、通行止めや避難所開設情報などをリアルタイムでマップ上に表示して町民の皆様の的確な避難行動につなげ

■一斉情報配信システム



- ★WEBハザード
 - ・緊急情報のタイムリーな公開
 - ・マップの公開
 - ・現在地の把握
 - ・危険区域等の把握
 - ・周辺情報の表示
- ★防災情報の一元化（情報管理）
 - ・世帯人数
 - ・道路
 - ・避難施設
 - ・備蓄庫
 - ・要支援者



○スポットクーラー購入
災害用備蓄品として、スポットクーラーを購入し、災害時に避難所における熱中症の発症を予防します。

○防災用トラック購入
防災用トラック（2t）を新たに購入し、災害用備蓄品、防災用資機材（給水タンク、土のう）などの運搬が可能となることで、災害等が発生した際に速やかに対応します。

IP告知端末撤去事業

予算額 593万円

担 当
総務企画課
☎ 4-2511

| 財 源 | |
|-------|-------|
| 町の負担額 | 593万円 |

「行政情報告知端末（IP電話）」の運用終了に伴い、今年度から3年間かけて町内事業者が「屋外引込線の撤去」と「IP電話と付属機器の回収」を行います。

☆ IP電話



☆ 付属機器（光交換機）



屋外引込線



農業振興事業

予算額 2, 618 万円

| |
|------------|
| 担 当 |
| 産業振興課 |
| ☎ 4-2511 |

| | |
|------------|---------|
| 財 源 | |
| 町の負担額 | 1,309万円 |
| 国の負担額 | 1,309万円 |

農産物生産の維持、向上などを目的に、下記の取組に対し補助します。

- ✓再生可能エネルギー機器導入支援事業 2,000万円
再生可能エネルギー機器導入に対して支援します。(1/2以内)
- ✓発酵消化液利用推進事業 110万円
消化液散布費用に対して支援します。(1/3以内)
- ✓施設園芸高度化支援事業 56万
施設園芸に係る作業の効率化を図るデジタル機器等の導入に対して支援します。(1/2以内)
- ✓暑熱対策事業 214万円
暑熱対策に係る資材費等に対して支援します。(1/3以内)
- ✓ハウス更新事業 218万円
既存ハウスの更新費用に対して支援します。(1/3以内)
- ✓フルーツトマト生産事業 20万円
フルーツトマト生産に係る資材費に対して支援します。(1/3以内)

農業担い手対策事業

予算額 1, 392 万円

| |
|------------|
| 担 当 |
| 産業振興課 |
| ☎ 4-2511 |

| | |
|------------|---------|
| 財 源 | |
| 町の負担額 | 1,367万円 |
| 国の負担額 | 25万円 |

新規就農者確保のための支援、事業者や事業承継予定者が行う新規取り組みを進め、将来の下川町農業の担い手に対する支援を行います。

- ✓新規就農者等支援事業（新規就農者の方） 1,342万円
▽新規就農者へは、農地や農業用施設の賃貸料の補助や農業用機械等取得のために借入れた資金に対する補助など。
- ✓農業担い手対策事業（事業者及び事業承継予定者の方） 50万円
▽下川町で新たなチャレンジをする方に対して支援します。(1/2以内)



私有林整備支援事業

予算額 1, 557万円

担 当
産業振興課
☎ 4-2511

| 財 源 | |
|-------|---------|
| 町の負担額 | 1,227万円 |
| 道の負担額 | 330万円 |

私有林における適切な森林整備を推進し、木材の安定供給や二酸化炭素の吸収機能など、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者に対して支援を行います。

| 区 分 | 補 助 基 準 |
|-----------------|------------------|
| 植林（国・道の補助金を除く） | 事業費の26%以内 |
| 森林認証林の場合 | さらに上記補助残額の2分の1以内 |
| 除間伐（広葉樹林改良を含む） | 国・道の補助残額の10分の4以内 |
| 森林認証林の場合 | さらに上記補助残額の2分の1以内 |
| 下刈、枝打ちなど | 国・道の補助残額の10分の4以内 |
| 自力による枝打ち | 1ヘクタール当たり3万円 |
| 根踏及び作業路整備、被害地補植 | 事業費の3分の1以内 |

町有林整備事業

予算額 2億 196万円

担 当
産業振興課
☎ 4-2511

| 財 源 | |
|---------|---------|
| 町の負担額 | 7,892万円 |
| 道の負担額 | 5,900万円 |
| 木材売払代金等 | 6,404万円 |

町民の基本財産である町有林については、まちの基幹産業である林業・林産業の活性化と雇用の創出、地球温暖化の防止（二酸化炭素の吸収）、水源涵養など森林の持つ多面的な機能を十分に発揮させるため、循環型森林経営により持続可能な森林づくりを進めます。

●令和8年度の主な町有林の事業

樹木の植栽 23ha
下刈 122ha
除間伐 124ha
主伐 45ha



林業・林産業振興事業

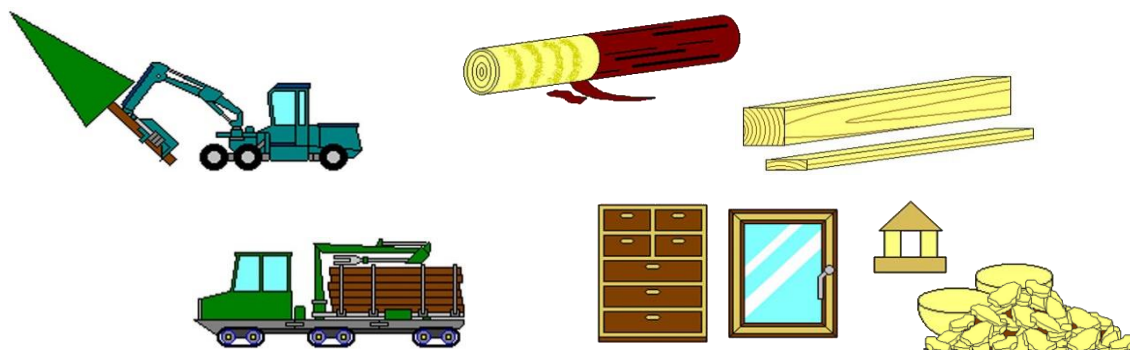
予算額4,000万円

担 当
産業振興課
☎ 4-2511

| 財 源 | |
|-------|---------|
| 町の負担額 | 2,000万円 |
| 国の負担額 | 2,000万円 |

まちの基幹産業である林業・林産業の更なる発展のため、事業者の自主的な努力を基調に、事業者が行う経営基盤の強化、新商品の開発、担い手育成などに対し、総合的な支援を行います。

| 区 分 | 補 助 基 準 |
|---|--|
| 事業者が行う経営基盤強化や経営革新及び新商品のための調査、研究、開発事業 | 事業費の2分の1以内 限度額100万円 |
| 事業者が行う経営基盤強化や安定化のための販路開拓事業 | 事業費の2分の1以内 限度額100万円 |
| 事業者が取得する認定、認証事業 | 事業費の2分の1以内 |
| 事業者が国及び道の補助を受けて実施する事業 | 事業費の国及び道費補助残額の3分の1以内 限度額5,000万円 |
| 事業者が林業振興と経営安定を図るために行う施設、機械、設備の整備事業 | 事業費の3分の1以内 ただし、デジタル技術導入、省エネルギーや再生可能エネルギー機器導入については2分の1以内 |
| 事業者の経営者及び従業員が国、道及び試験研究機関などが行う研修、資格免許取得、人材募集事業 | 経費の2分の1以内 限度額10万円 ただし、人材募集については、3分の2以内 限度額15万円 |



中小企業振興事業

予算額 2,000万円

担 当

産業振興課

☎ 4-2511

財 源

町の負担額 1,000万円

国の負担額 1,000万円

町内の商工業は、事業主の高齢化や担い手・働き手不足の状況にあることから、就労者が働きやすい環境の整備を支援するとともに、空き店舗活用、集客を促進する店舗改修などを支援し、商店・商店街の魅力向上などを図ります。

※主な支援メニューを掲載しています。

| 区 分 | 内 容 | 補助率など |
|----------------|----------------------------------|--|
| 経営基盤強化及び経営革新事業 | 事業者及び経済団体等が行う調査研究、新商品開発、販路拡大等 | 1/2以内（上限50万円） |
| | 事業者及び経済団体等が行う施設整備、機械設備等導入 | 1/3以内（上限1,000万円） ただし、デジタル技術、省エネルギー、再生可能エネルギー機器導入については1/2以内（上限1,000万円） |
| 人材育成事業 | 事業者及び経済団体等が行う資格取得、研修、人材募集 | 1/2以内（上限50万円） ただし、人材募集については2/3以内（上限80万円） |
| 商店街活性化事業 | 事業者及び経済団体等が行うイベントの開催 | 1/3以内（上限10万円） |
| | 事業者及び経済団体等が行う施設整備、機械設備等導入 | 1/3以内 ・店舗又は集客に役立つ施設に供するための空き店舗の改修、新築に伴う解体及び新築（上限400万円） ・店舗、事務所等に伴う建物の新設及び改修（上限100万円） |
| 事業承継事業 | 事業承継予定者が行う資格取得、研修 | 1/2以内（上限50万円） |
| | 事業承継予定者が行う施設整備及び取得並びに機械設備等導入及び取得 | 1/2以内（上限380万円） |
| 起業化促進事業 | 新たに起業する事業者が行う施設整備、機械設備等導入 | 1/2以内（上限380万円） |



奨学金返還支援事業 予算額 0 万円

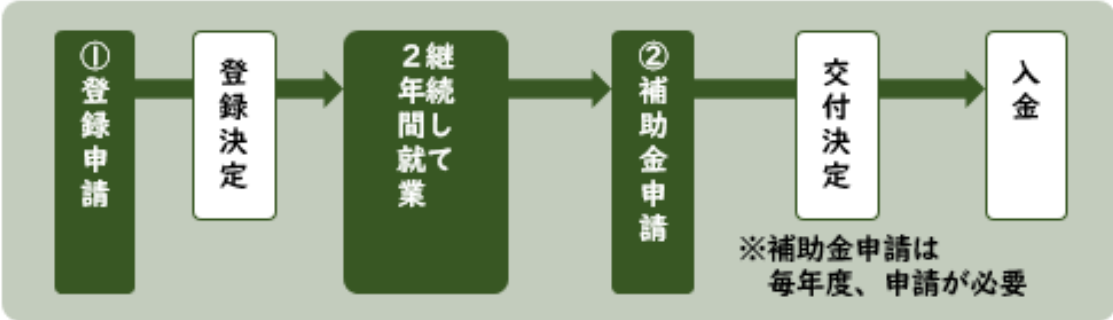
担 当
 総務企画課
 ☎ 4-2511

「教育費の負担軽減」、「移住・定住促進」、「町内企業の人材確保」のため、奨学金を現在償還している町民に対して、奨学金の返還を支援します。

対 象 者 高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、大学院）の在学中に借入した奨学金を現在返還している町民で、**町内に就業した日から2年が経過した方。**（公務員は除く）

補 助 額
 Uターン者等
月額3万円以内、継続する5年間1回限り（最大180万円）
 ※町内に3年以上、居住していた（している）方
 Iターン者
月額2万円以内、継続する5年間1回限り（最大120万円）
 ※Uターン者等以外の方

奨 学 金 日本学生支援機構が貸与する奨学金、大学等が貸与する奨学金、その他、町長が認める奨学金



注意事項

- 【就業先要件】
 - ・個人事業主も対象となります。
 - ・本社や本店等が町外にある場合は対象となりません。
- 【補助対象経費】
 - ・複数の高等教育機関で借入がある場合は、合算額を補助対象経費とします。
 - ・半年賦・年賦の場合は、月額平均返済額を補助対象経費とします。
- 【補助金申請】
 - ・毎年度の申請に当たっては、基準日（1月1日）に離職や転出していないことを条件とし、基準日に条件を満たしていない場合は、当該年度の補助金の該当になりません。

町民主体によるSDGs課題解決推進事業 **予算額250万円**

担当
 総務企画課
 ☎ 4-2511

| 財源 | |
|-------|-------|
| 町の負担額 | 250万円 |

「2030年における下川町のありたい姿」の実現や町内へのSDGs普及啓発が期待できる町民の自主的な活動（イベント開催、広報普及、人材育成、調査研究、地域自治活動）に対して支援します。

【助成対象者】
 町民3名以上または事業者2者以上のグループ

【助成金額】
 予算の範囲内で100万円以内

【助成期間】
 原則として継続する3年度以内



※「ありたい姿」の実現が期待できない事業、食糧費や人件費、備品購入費などの経費は対象外になります。

※本事業を希望する場合は、事前にご相談ください。

- 「2030年における下川町のありたい姿」7つの目標**

 - 1 みんなで挑戦しつづけるまち
 - 2 誰ひとり取り残されないまち
 - 3 人も資源もお金も循環・持続するまち
 - 4 みんなで思いやれる家族のようなまち
 - 5 引き継がれた文化や資源を尊重し、新しい価値を生み出すまち
 - 6 世界から目標とされるまち
 - 7 子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち

スマホ役場構築事業

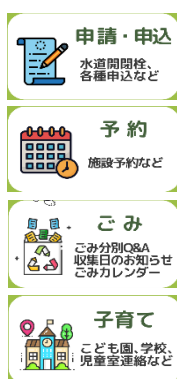
予算額 169万円

担当
総務企画課
☎ 4-2511

| 財源 | |
|-------|-------|
| 町の負担額 | 169万円 |

町のLINE公式アカウント「スマホ役場」を利用し、役場に行かなくても、電話をかけなくても、24時間365日、スマートフォンなどから、LINEのトーク上で行政手続などを行うことができます。

現在、ご利用できる主な手続きは以下のとおりです。



水道の開閉栓、予防接種(助成)の申込、確定申告の事前予約

施設予約(公民館、総合福祉センターハピネス、農村活性化センターおうる)

ごみ分別Q & A、収集日の通知設定、収集日カレンダー

こども園、小学校、中学校の欠席連絡等、児童室への連絡

上記手続きのほか、町からの情報を受け取ることができますので、ぜひ「友だち追加」をお願いいたします。



● 「下川町LINE」を友だち登録するには・・・

下記のいずれかの方法で友だち追加できます。

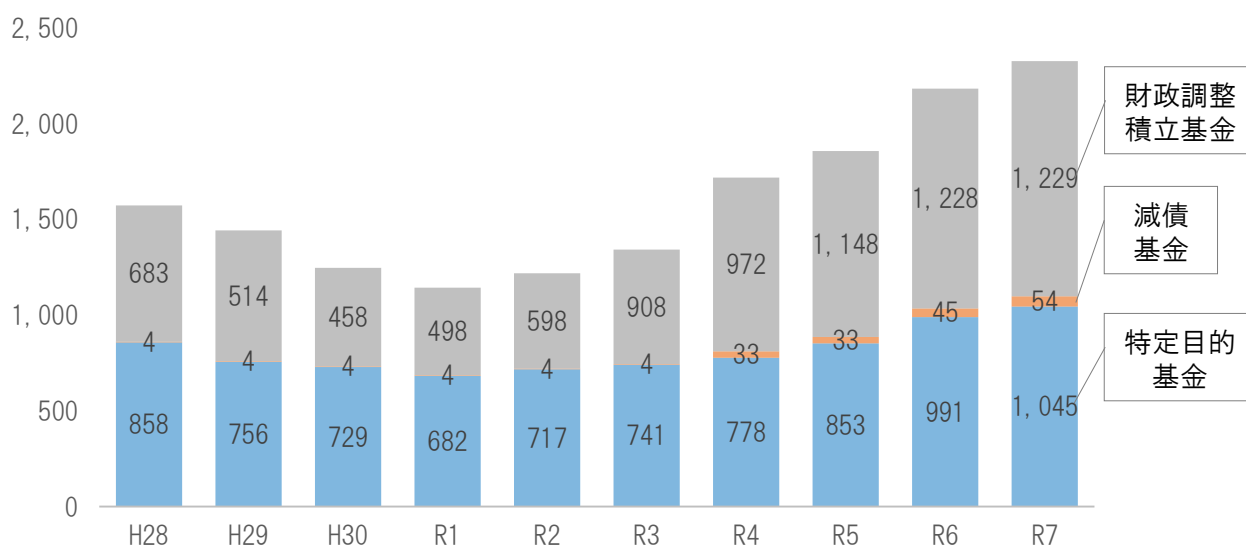
- ① ID検索にて「@shimokawa-town」で検索し、友だちに追加ボタンを押す
- ② QRコードを読み取る ⇒



貯金（借金）残高の推移

単位：百万円

| 基金の種類 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 財政調整積立基金 | 683 | 514 | 458 | 498 | 598 | 908 | 972 | 1,148 | 1,228 | 1,229 |
| 減債基金 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 33 | 33 | 45 | 54 | 46 |
| 特定目的基金 | 858 | 756 | 729 | 682 | 717 | 741 | 778 | 853 | 991 | 1,045 |
| 合計 | 1,545 | 1,274 | 1,191 | 1,184 | 1,319 | 1,682 | 1,783 | 2,046 | 2,273 | 2,320 |



■ 財政調整積立基金

財政運営上、収入の不足を補うための貯金です。

■ 減債基金

借入金（町債）の返済に使うための貯金です。

■ 特定目的基金

特定の目的をもった貯金で、ふるさとづくり基金、木質バイオマス削減効果活用基金、社会福祉事業基金、森林づくり基金、青少年育成基金、簡易水道施設基金など、15基金があります。

子育て支援策に「木質バイオマス削減効果活用基金」を活用します



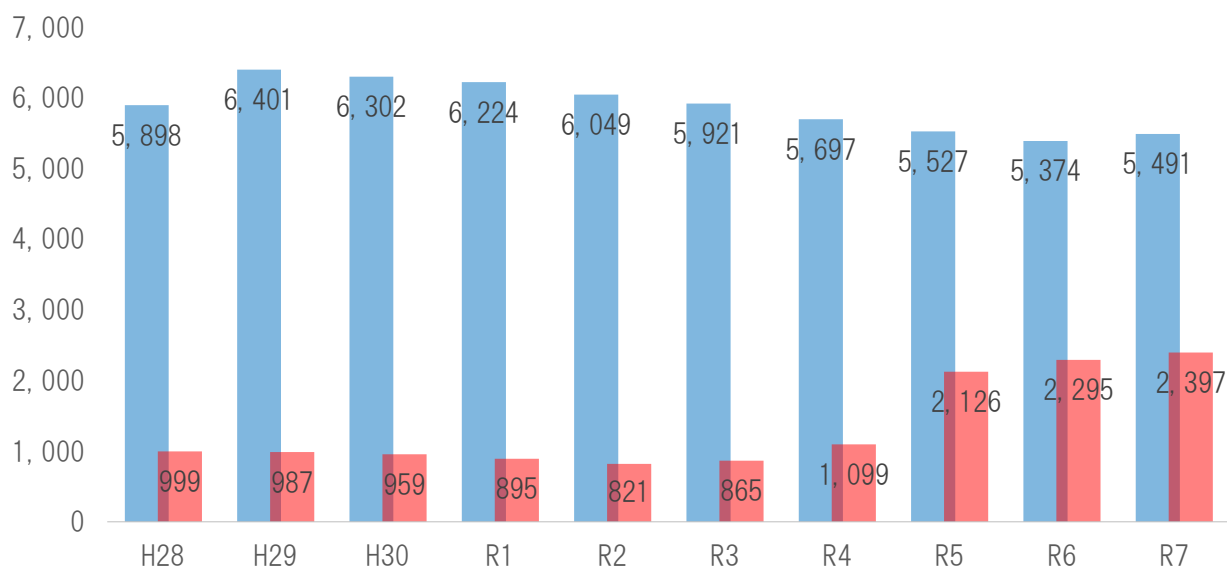
公共施設に木質バイオマスボイラーを導入したことによって削減した経費分を子育て支援に活用し、子育て支援の充実を図ります。

- 高校生までの医療費を全額助成 [事業費 1,080 万円で・158 万円を充当]
- 2歳未満の子どもを育てる家庭への支援として、子ども1人あたり月額3,000円分の商品券を支給 [事業費 83 万円で・83 万円を充当]
- 3歳未満児の保育料を6割軽減 [事業費 287 万円で・172 万円を充当]
- 不妊治療への支援 [事業費 69 万円で・69 万円を充当]
- 児童生徒の教材費経費を一部助成 [事業費 81 万円で・81 万円を充当]
- 学校給食費を小学校2割軽減
中学校4割軽減 [事業費 238 万円で・238 万円を充当]

借金（地方債）残高の推移

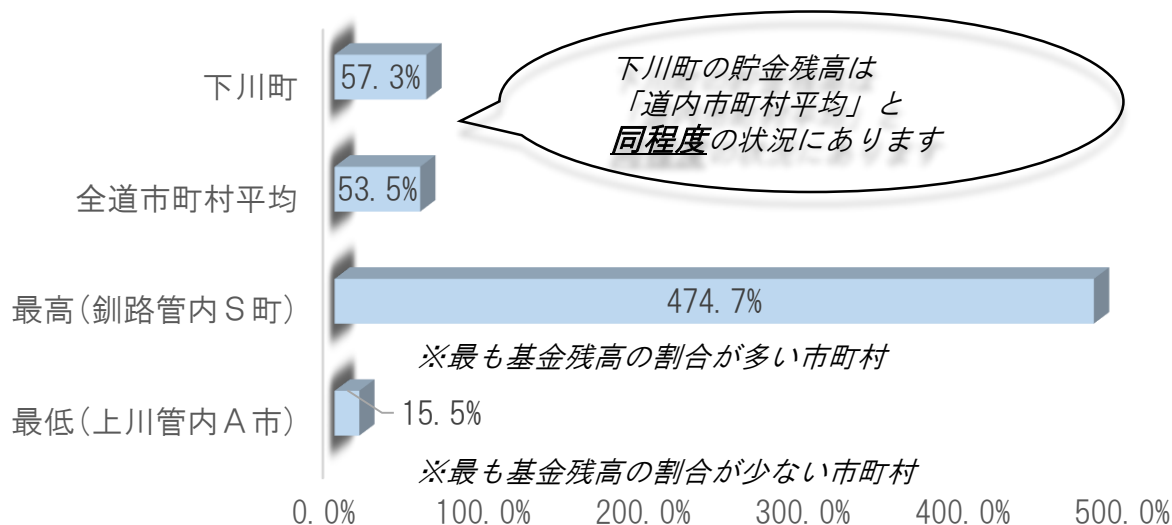
単位：百万円

| 会計名 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一般会計 | 5,898 | 6,401 | 6,302 | 6,224 | 6,049 | 5,921 | 5,697 | 5,527 | 5,374 | 5,491 |
| 下水道事業特別会計 | 890 | 834 | 791 | 748 | 696 | 696 | 643 | 670 | 655 | 675 |
| 簡易水道事業特別会計 | 20 | 25 | 31 | 31 | 30 | 90 | 397 | 1,389 | 1,562 | 1,634 |
| 介護保険特別会計 | 81 | 68 | 84 | 71 | 57 | 43 | 29 | 27 | 30 | 28 |
| 病院事業会計 | 8 | 60 | 53 | 45 | 38 | 36 | 30 | 40 | 48 | 60 |
| 合計 | 6,897 | 7,388 | 7,261 | 7,119 | 6,870 | 6,786 | 6,796 | 7,653 | 7,669 | 7,888 |



標準財政規模に占める貯金(基金)残高の割合(基金残高÷標準財政規模)

※令和6年度決算に基づく



PICKUP

✓ 標準財政規模とは？

地方公共団体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源(町税や交付税など)の規模を示す指標で、家計に置きかえると、家の基礎的な収入である給料にあたります。

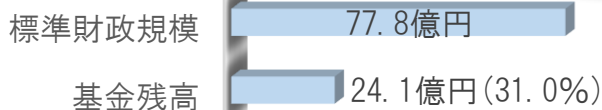
✓ 下図に示すとおり、本町より「貯金(基金)残高」が多くても「標準財政規模に占める割合」が低い場合、その団体の財政規模からすると余裕があるとは言えません。

✓ 以上のことから、それぞれの団体の財政規模に応じて貯金(基金)を確保する必要があり、本町では2030年までに標準財政規模の50%以上を確保することを目標としています。(第6期下川町総合計画「財政運営基準」)

イメージ

A市の場合

✓ 基金残高が下川町よりも4.9億円多い！



下川町の場合

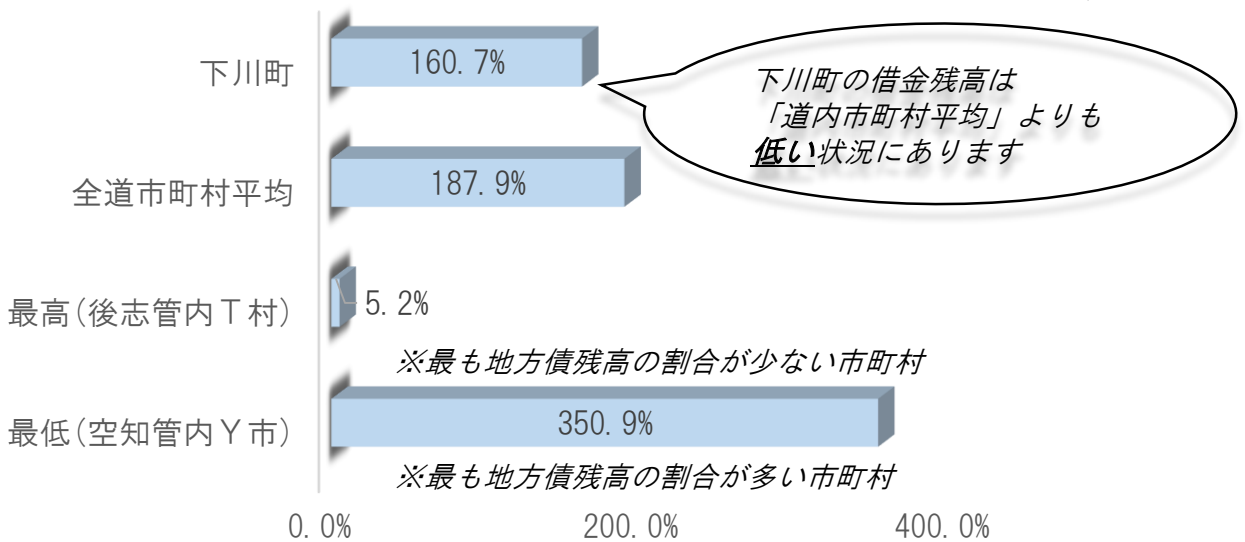
✓ 基金残高の割合がA市よりも26.3%多い！



0.0 50.0 100.0 150.0 200.0

標準財政規模に占める借金(地方債)残高の割合(地方債残高÷標準財政規模)

※令和6年度決算に基づく



PICKUP

✓ 標準財政規模とは？

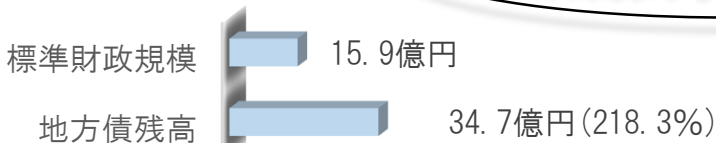
地方公共団体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源(町税や交付税など)の規模を示す指標で、家計に置きかえると、家の基礎的な収入である給料にあたります。

✓ 下図に示すとおり、本町より「借金(地方債)残高」が少なくても「標準財政規模に占める割合」が多い場合、その団体の財政規模からすると余裕があるとは言えません。

✓ 以上のことから、それぞれの団体の財政規模に応じて借金(地方債)を抑制する必要があり、本町では2030年までに標準財政規模の200%以下に抑制することを目標としています。(第6期下川町総合計画「財政運営基準」)

イメージ

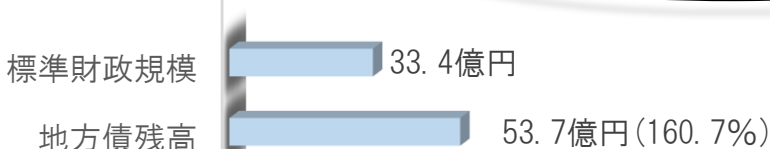
B町の場合



✓ 地方債残高が
下川町よりも19.0億円少ない！



下川町の場合



✓ 地方債残高の割合が
B町よりも57.6%少ない！

0.0 50.0 100.0 150.0 200.0

下川町行政組織機構図 (令和8年4月1日現在)

町 長
田村 泰司

副 町 長
市田 尚之

下川町役場
所在地 〒098-1206 上川郡下川町幸町63番地
連絡先 TEL01655-4-2511 FAX01655-4-2517
ホームページ <https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp>

総務企画課
課長
山本 敏夫

参事
養島 豪

課長補佐
渡邊 達也

課長補佐
清水 元記

主幹
亀山 貴之

総 務 係——係長
渡邊 達也 (兼)

情 報 係——係長
渡邊 達也 (兼)

行 財 政 係——係長
清水 元記 (兼)
主査(運転技術員)
工藤 明広

企 画 調 整 係——係長
吉田 光佑
主査
亀山 貴之 (兼)

行政改革推進室——室長
清水 元記 (兼)

SDGs 推 進 室——室長
養島 豪 (兼)
主査
吉田 光佑 (兼)

地球温暖化対策
推 進 室——室長
山本 敏夫 (兼)
主査
吉田 光佑 (兼)

主事
池田 美咲
主事
大川 航季 (兼)
事務補
田村 天

主事
大川 航季
主事
池田 美咲 (兼)
事務補
田村 天 (兼)

主事
那須野 央人

主事
高原 風宇太

主事
那須野 央人 (兼)

主事
高原 風宇太 (兼)

主事
高原 風宇太 (兼)

主幹
穴戸 悠二
(關しもかわ地域振興機構派遣)

主査
和田 健太郎
(關しもかわ地域振興機構派遣)

主事
遠藤 龍信
(北海道派遣)

産業振興課
課長
亀田 慎司
(農村活性化センター長・育苗施設長)

参事
平野 優憲

課長補佐
立花 勝博

参事
平野 好宏
(下川町商工会派遣)

農 業 振 興 係——係長
河合 真悟
主査農産加工専門員
高野 英昭

林 業 振 興 係——係長(主査森林づくり専門員)
斎藤 丈寛
主査技師
今 裕一

商 工 観 光 係——係長
下村 章浩

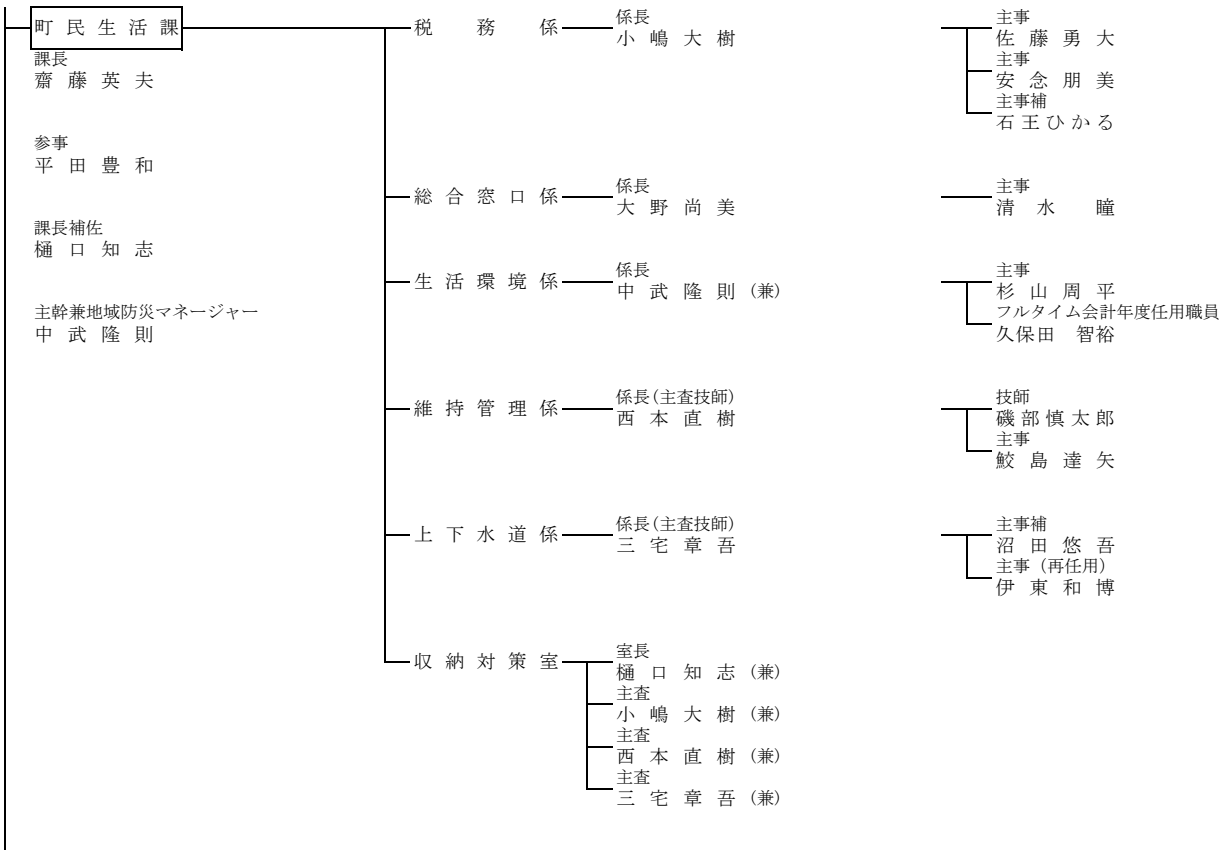
特 用 林 産 物
栽 培 研 究 所——所長
平野 優憲 (兼)

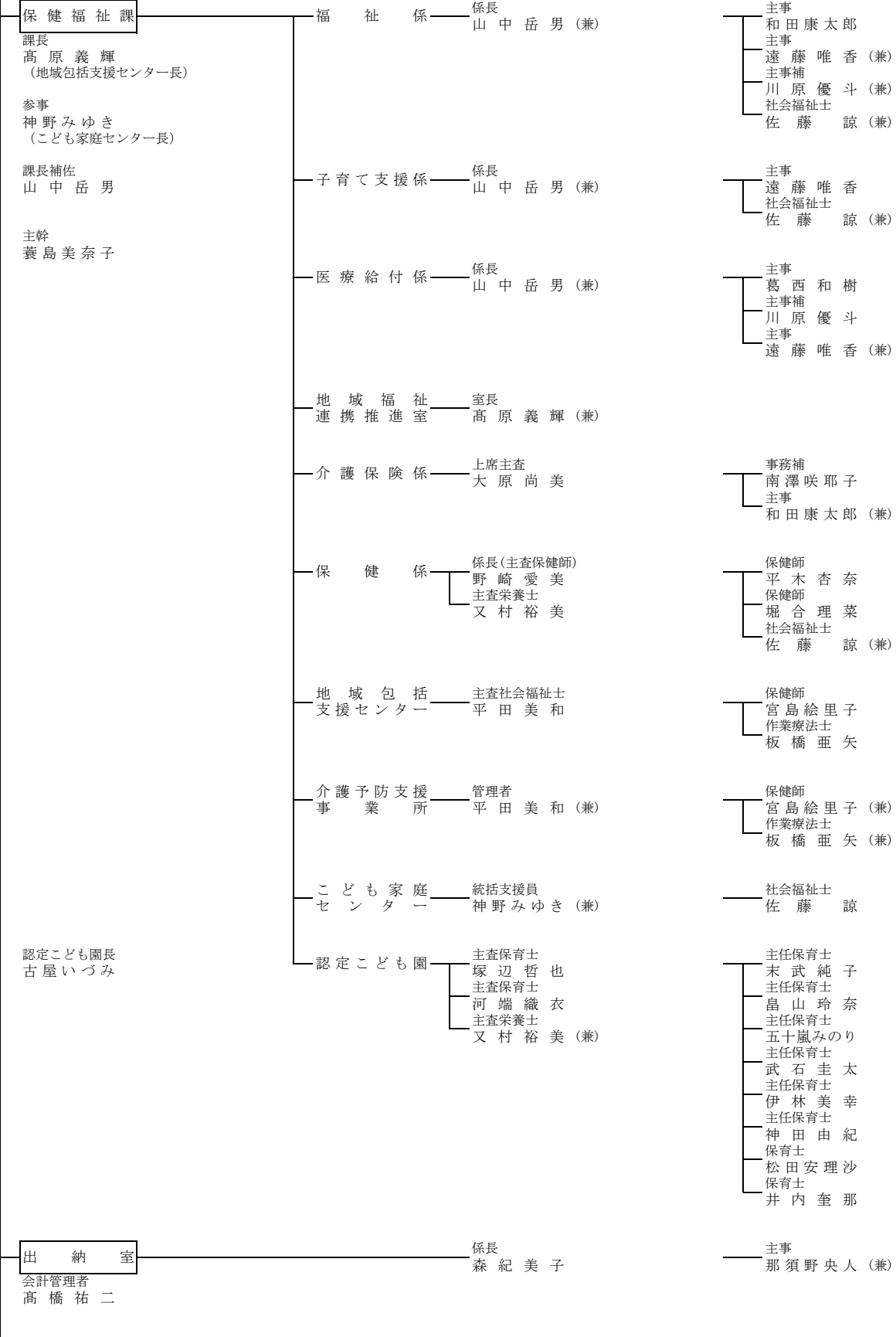
産 業 振 興 室——室長
平野 優憲 (兼)

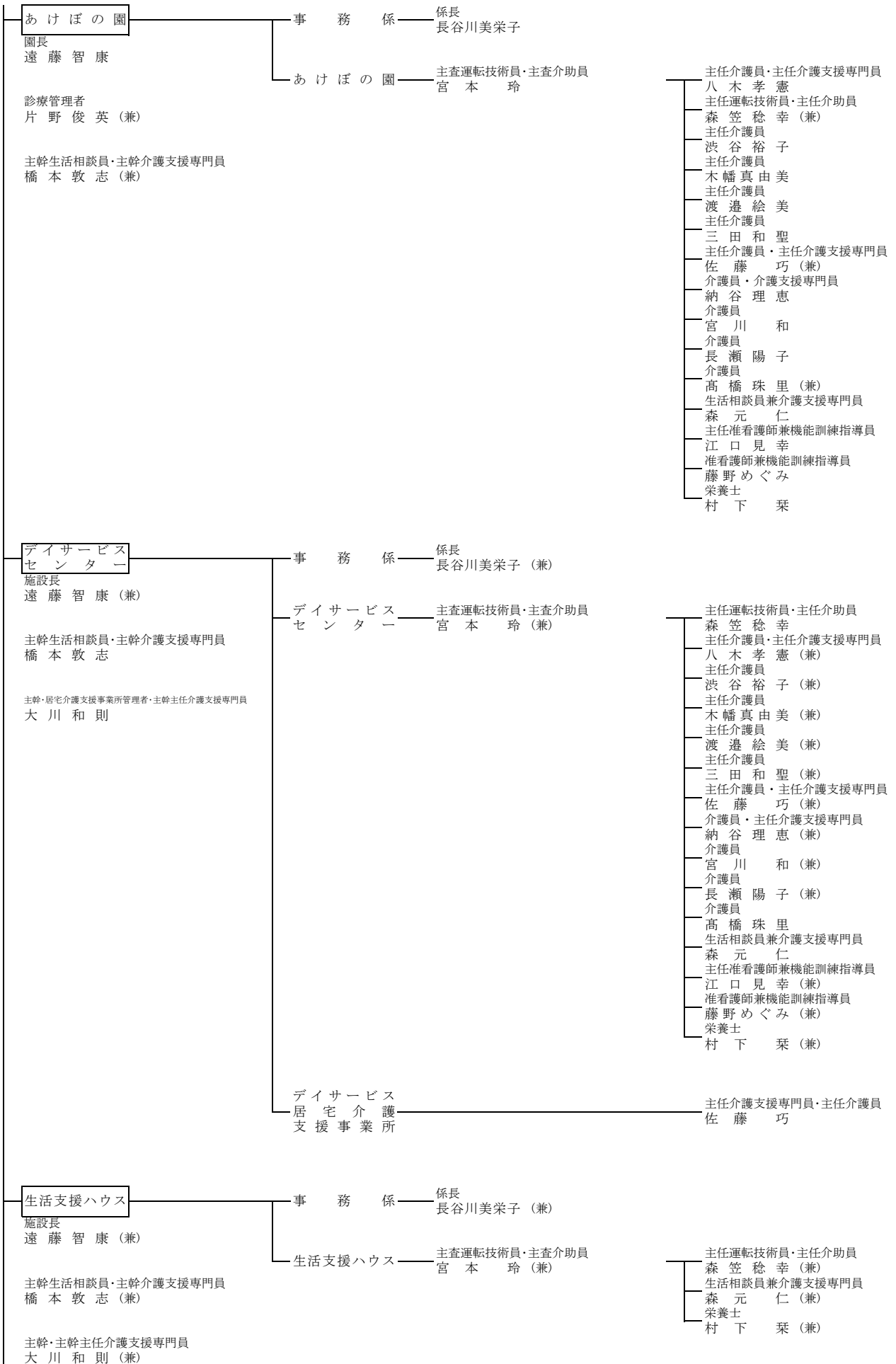
主事
笹岡 祐希
主事
佐藤 祐希

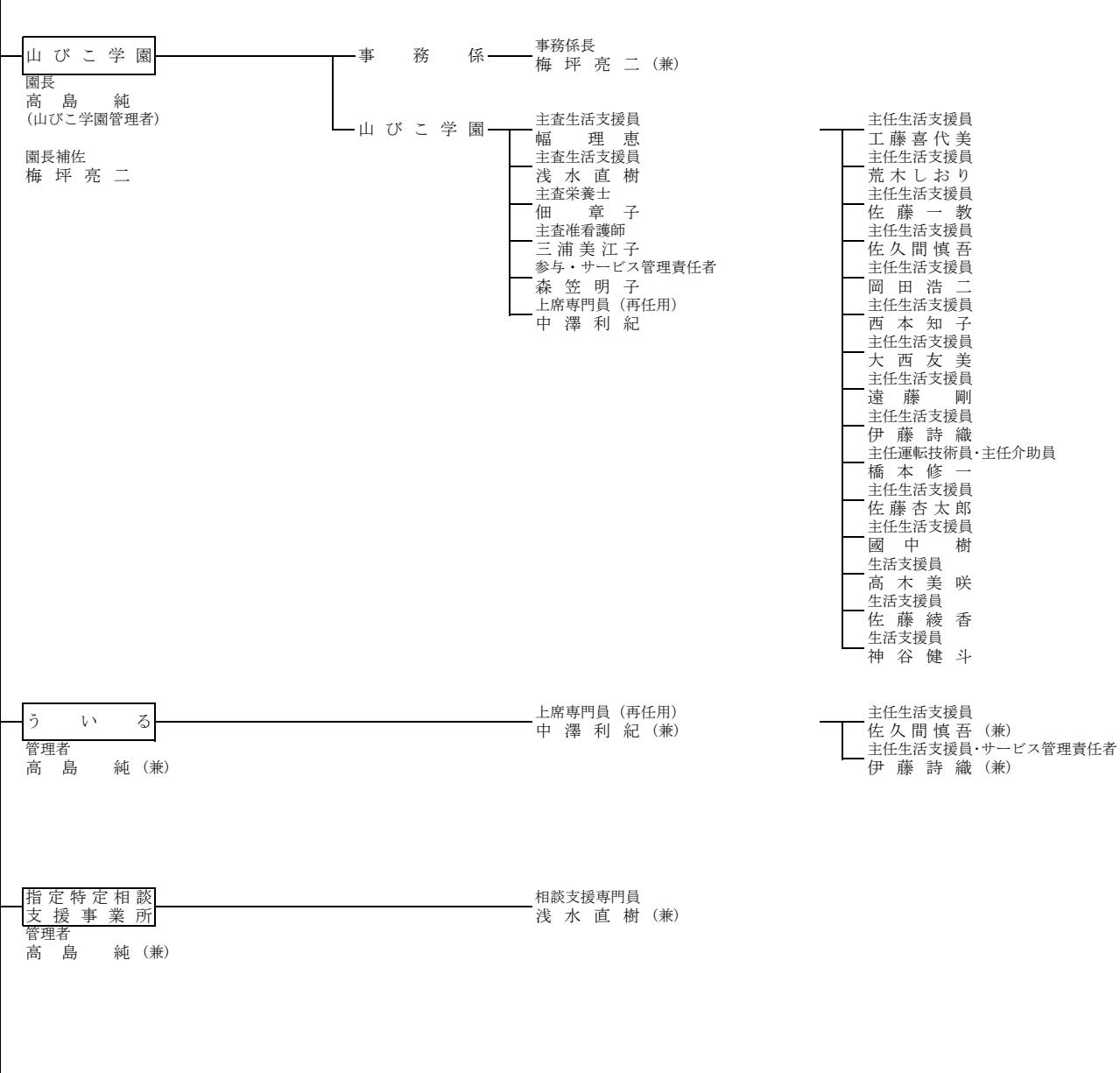
主任森林づくり専門員
伊東 拓馬

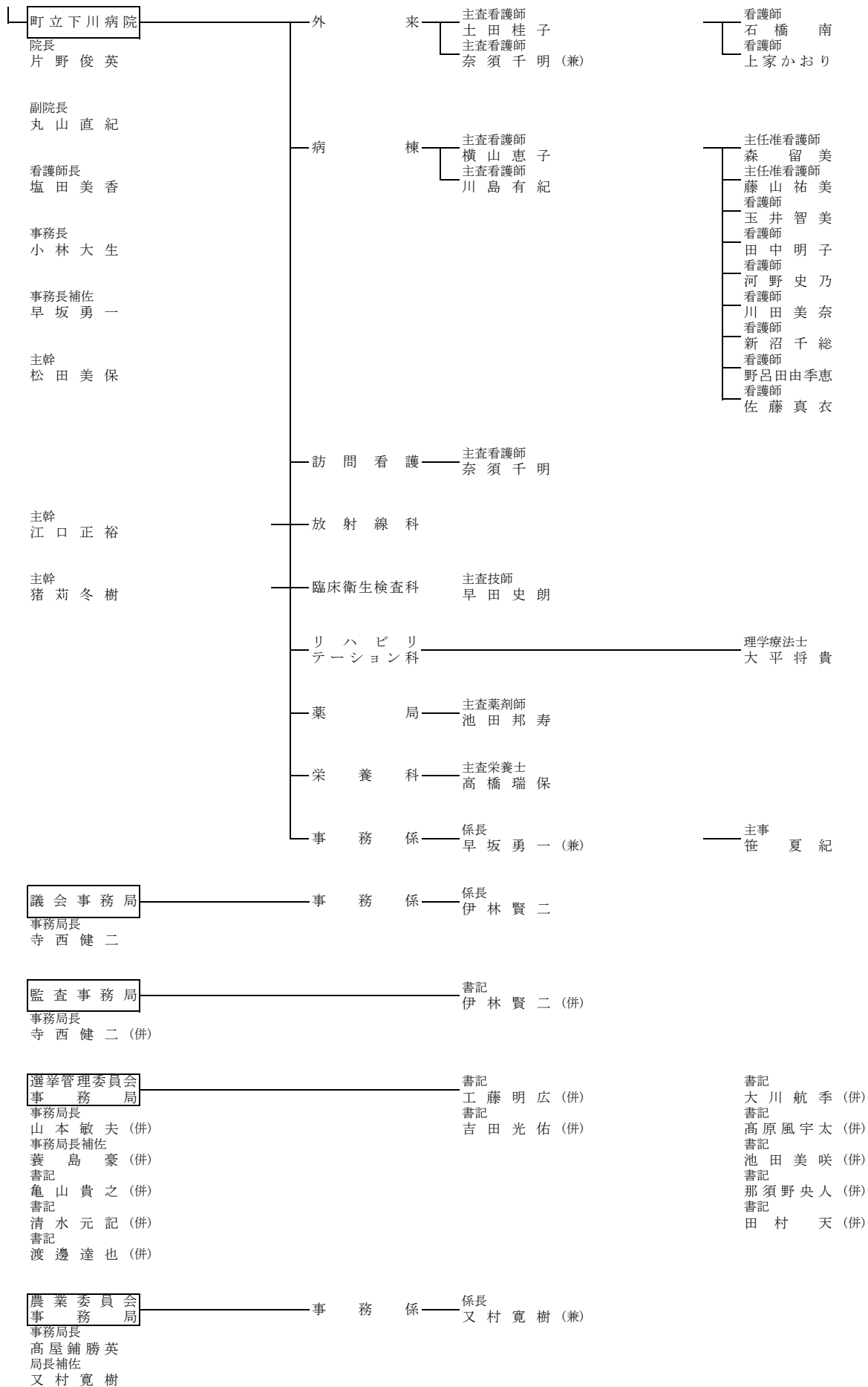
主事
平木 達也











教 育 長

古屋 宏 彦

教 育 委 員 会
教 育 課

課長
羽 場 剛 健

課長補佐
野 崎 匡 延

主幹
伊 藤 克 彦

総 務 係 係長 野 崎 匡 延 (兼)

主事
土 井 光 子 (兼)
主事補
島 津 睦 美

学 校 教 育 係 係長 野 崎 匡 延 (兼)
主査・地域学校協働コーディネーター
本 間 莉 恵 (兼)

主任公務補
蓑 島 盛 行
主任公務補・運転技術員
小 坂 喜 永
主事
土 井 光 子
主事補
島 津 睦 美 (兼)

社 会 教 育 係 社会教育上席専門員 (再任用)
堀 北 忠 克 (兼)
主査・地域学校協働コーディネーター
本 間 莉 恵

主事
土 井 光 子 (兼)
事務補
高 橋 成 生

芸 術 ・ 文 化 係 上席専門員 (再任用)
堀 北 忠 克

事務補
高 橋 成 生 (兼)

生 涯 ス ポ ー ツ 係 係長 伊 藤 克 彦 (兼)
上席専門員 (再任用)
堀 北 忠 克 (兼)

主事
馬 淵 源
事務補
高 橋 成 生 (兼)

下 川 消 防 署

署長
伊 東 英 晴

副署長
大 野 政 弘

主幹
濱 田 知 道

主幹
林 清 孝

主幹
森 雄 馬

庶 務 係 係長 塩 田 晃 久

藤 澤 拓 未

予 防 係 係長 森 雄 馬 (兼)

主任
草 浦 辰 徳
今 野 裕 哉
大 西 励 穩 (兼)

警 防 係 係長 南 部 慎 介

主任
西 村 健 太 (兼)
横 澤 隼
橋 本 匠

救 急 係 係長 森 雄 馬 (兼)

今 野 裕 哉 (兼)
大 西 励 穩

機 械 係 係長 林 清 孝 (兼)

主任
西 村 健 太
横 澤 隼 (兼)
橋 本 匠 (兼)

係長
駒 津 祐 二
(上川北部消防事務組合消防本部派遣)